

四 万 十 町  
教 育 振 興  
基 本 計 画

四万十町教育委員会

(令和元年7月改訂)



# 目次

P 4) 改訂にあたり

P 5) 第1部 四万十町の教育等の現状と課題

- 1 人口減少、少子化の進行
- 2 児童生徒数の推移
- 3 生徒の進路状況等
- 4 児童生徒の学力等の状況
- 5 学校の道德教育
- 6 児童生徒の体力・運動能力等の状況
- 7 児童生徒の生徒指導上の諸問題の状況

P 22) 第2部 今後の教育の全体像

- I 教育の使命
  
- II 教育政策の意義
  
- III 四万十町の教育課題

P 23) IV 四つの基本的方向性

- 1 社会を生き抜く力の養成
  - (1) 教育内容・方法の工夫、改善、確立
  - (2) 学びの質を保証

P 24) 2 未来への飛躍を実現する人材の養成

- (1) 地域に貢献できる人材の養成
- (2) 新たな価値を創造する人材の養成
- (3) グローバルに活躍できる人材の養成

P 24) 3 学びのセーフティネットの構築

- (1) 教育費の負担軽減
- (2) 学習支援・再チャレンジ支援
- (3) 安全・安心の確保

P 25) 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

- (1) 学習を通じたコミュニティの形成・コミュニティによる学習支援
- (2) 家庭教育支援

P 27) 第3部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

- ～四つの基本的方向性に基づく、5の成果目標と20の基本施策～
- (基本的な考え方)
- (成果目標の考え方)
- (成果指標の考え方)
- (基本施策の考え方)

P 28) I 四つの基本的方向性に基づく方策

1 社会を生き抜く力の養成

- (1) 主として教育内容・方法に関する取組

成果目標1 (教育内容・方法)

- P 28) 基本施策 1 教育内容・方法の充実
- P 29) 基本施策 2 保幼小中高の接続
- P 30) 基本施策 3 豊かな心と健やかな体
- P 32) 基本施策 4 乳幼児期の養護及び教育の充実
- P 32) 基本施策 5 ニーズに対応した教育
- P 33) 基本施策 6 現代的・社会的課題に対応した学び
- P 35) 基本施策 7 ふるさと教育、キャリア教育、地域・社会への接続支援と接続へのコーディネータの一育成

- P 35) (2) 主として教職員・学びの質保証に関する取組

成果目標2 (教職員・学びの質保証)

- P 36) 基本施策 8 学校経営体制強化・充実
- P 38) 基本施策 9 学びの質の保証
- P 39) 基本施策 10 学びの継続体制の構築・強化
- P 39) 基本施策 11 学ぶ機会の保証、学びの成果の発信

P 40) 2 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標3 (新たな価値を創造する人材) (グローバル人材)

- P 40) 基本施策 12 多様で本物に出会う学びの確保
- P 41) 基本施策 13 拠点となる施設の整備
- P 43) 基本施策 14 外国語教育、海外研修、双方向の国際交流の充実
- P 44) 基本施策 15 国際交流事業の推進

P 44) 3 学びのセーフティネットの構築

成果目標 4 (教育費負担軽減) (学習支援・再チャレンジ) (安全・安心)

P 45) 基本施策 1 6 教育費負担の軽減に向けた経済的支援・学力保証

P 46) 基本施策 1 7 学習や社会生活に困難を有する者への教育支援

P 47) 基本施策 1 8 教育環境等の整備や児童生徒等の安全の確保

P 48) 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標 5 (学習を通じたコミュニティ形成・コミュニティによる学習支援)  
(家庭教育支援)

P 49) 基本施策 1 9 活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備

P 50) 基本施策 2 0 豊かなつながりの中での家庭教育支援

P 51) 第4部 四つの基本的方向に基づく今後5年間の方策

P 52) 四万十町教育振興基本計画における基本施策の体系イメージ

P 53) 1 社会を生き抜く力の養成

(1) 主として教育内容・方法に関する取組

(2) 主として教職員・学びの質保証に関する取組

P 62) 2 未来への飛躍を実現する人材の養成

P 65) 3 学びのセーフティネットの構築

P 68) 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

## 改訂にあたり

社会は、情報化・グローバル化の時代を迎え、人工知能（AI）やロボット等の進展により日々変化し、人生100年時代を迎えようとしています。

教育分野においては、社会が目まぐるしい変化を続ける中、新学習指導要領への移行など、子どもたちや教育関係者にとりましても大きな転換期を迎えています。

四万十町教育委員会では、これまで学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進など「たくましく人間性豊かな人づくり」を基本理念として、幼児から高齢者までの様々な活動の場づくりを支援するなど、本町の特性を生かした教育行政を推進してきました。また、「土台づくり」「つながり」を軸に、ふるさとを愛し志を持ち地域に貢献できる人材育成を目指し「ふるさと教育」を進めてまいりました。

生涯学習では、今後も予想される少子化・高齢化を見据え、町民一人ひとりが社会の一員としての自覚と見識を身につけるとともに、生涯にわたって学び続け、健康で心の豊かさや生きがいを実感できる人生を送ることができるよう、様々な学習の場づくりに努めているところです。

学校教育においては、小学校は2020年度から、中学校では2021年度から全面実施される「新学習指導要領」に向けた取り組みを行うとともに、それぞれの地域の特色を活かしながら、学校・家庭・地域・行政が連携協力して教育に取り組める体制づくりを進めるなど、子どもたちが社会の変化に柔軟に対応し、生き抜く力を培うために、基礎学力を確実に定着させる「学力向上」の取り組みとともに、「豊かな心」と「健やかな身体」の調和の取れた教育を推進してきました。

平成26年6月に策定しました「四万十町教育振興基本計画」は前期5年間が経過し、このたび社会の変化や教育を取り巻く環境や流れに即した内容にするため、国及び県の教育振興基本計画を参酌しつつ、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ若干の見直しを行い、後期5年間の本町教育の取り組むべき基本的な教育行政施策を示し、四万十町の教育行政を推進してまいります。

令和元年7月

四万十町教育委員会

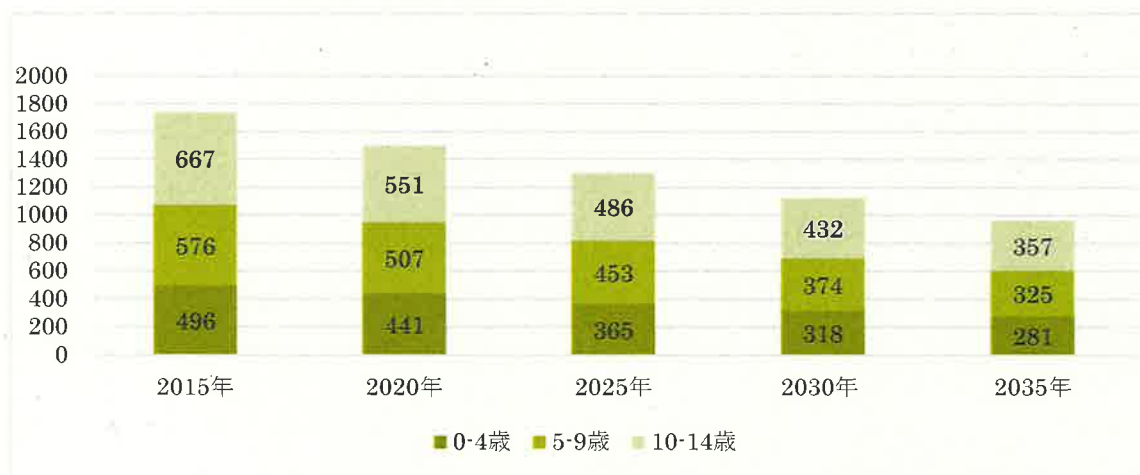
# 第1部 四万十町の教育等の現状と課題

## 1 人口減少、少子化の進行

2015年（10月1日時点）の国勢調査による実績値を基にして、四万十町の人口推計を5年ごとに見てみると、2020年には約16,000人、2025年には14,500人程度になることが予想されており、その後も年間約1,300人から1,400人ずつ減少傾向にあります。

子どもの人口（0歳～14歳）も総人口と同様に減少傾向となっており、幼児・児童等の減少により、今後の小中学校の学級編制にも影響を与えることが予想されます。

【四万十町の子ども（0歳～14歳）の推移】



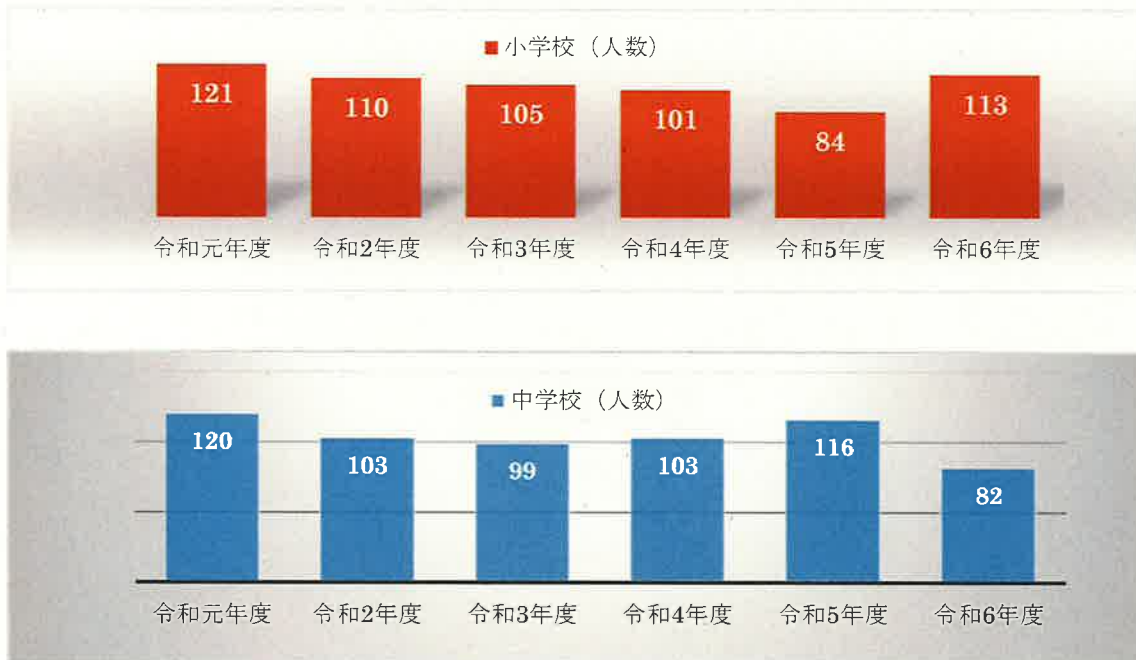
## 2 児童生徒数の推移

四万十町の小中学校における児童生徒数についても、四万十町全体の推移と同様で、年々減少傾向となっています。

平成26年度の教育振興基本計画策定時の児童数777名、生徒数427名、合計1,204名ですが、平成30年度は、児童数673名、生徒数379名、合計1,052名となり、4年間で児童生徒数は152名減少しています。児童数は104名で約13%、生徒数は48名で約11%の減少となっています。

令和元年度（2019年）から令和6年度（2024年）までに小中学校に入学する児童生徒数については、小学校は過去3か年の出生数に入学した児童の割合を当該年度の児童数に掛けた人数、中学校は過去3か年の小学校卒業者に中学校へ入学した割合を当該年度の小学校卒業予定児童数に掛けた人数により推計しています。

【小中学校 第1学年に入学する推計児童生徒数】  
令和元年度（2019年）～令和6年度（2024年）



町合併当時の平成18年度は小学校19校、中学校6校の25校でしたが、平成26年度では、小学校12校、中学校6校の18校、平成27年度には中学校1校が減少し、小学校12校、中学校5校の合計17校の設置となり、現在に至っています。

また、学校数が減少するだけでなく、児童生徒数の減少の影響で、2学年にまたがる複式学級を有する小学校が増加しており、配置教職員の減員等による学校経営や学級編制のあり方にも影響を与える状況となり、教育的観点からの学校の適正規模が維持できない状況となってきました。

こういった状況を背景とし、今後の四万十町の教育振興においては、少人数指導をいかした個を伸ばす支援や指導の確立、複式学級における授業の研究、小中、小中連携教育のあり方、保護者や地域とのさらなる連携を図るとともに小中学校適正配置についても、子どもや保護者等の理解と合意を得ながら、計画的に進めていく必要があります。

### 3 生徒の進路状況等

四万十町の中学校卒業生の進路状況については、97%以上が高等学校や専門学校等に進学している状況です。そのうち町内に立地している普通科の県立窪川高等学校と県立四万十高等学校への進学率については、中学校卒業生の30%前後で推移しています。また、生徒数の減少に伴い、町内高校への進学者数は2校で40人を切ることもありました。



年度によってばらつきはあるものの、私立高等学校や町外の普通系高等学校への進学も一定数見られます。国公立高校実業系（農業・工業・商業・水産・看護）への進学者は、20%前後で推移していましたが、平成29年度からは30%程度となり、高校卒業後の進学や就職を見据えた進路選択として今後も増える可能性があります。

就職者や、卒業時点で進路を決めきれていない卒業生もいます。町内や周辺には、義務教育卒業後に支援を受けられる機関や機会が少なく、こういった進路検討中の卒業生への具体的支援を行うための仕組みづくりも必要です。

平成26年度～平成30年度までの町立中学校卒業者の進学状況

年度		H26	H27	H28	H29	H30	
卒業生徒数		140	143	136	112	148	
公立高等学校	窪川高校進学者数	全日制	29	37	22	21	21
	四万十高校進学者数	全日制	19	13	11	16	23
	国公立進学者数(普通系)	全日制	34	43	39	24	44
		単位制	0	0	0	0	0
		定時制	0	0	0	2	0
		通信制	2	0	0	1	3
	国公立進学者数(実業系)	全日制	26	32	30	34	44
	私立高等学校		20	10	27	7	8
	高等専門学校 等		5	3	3	4	2
	盲・ろう・養護学校		1	1	4	0	1
専修学校等		1	0	0	1	0	
進学者数計		137	139	136	110	146	
進学率(%)		97.9%	97.2%	100.0%	98.2%	98.6%	
その他	就職	1	3	0	0	0	
	その他	2	1	0	2	2	

#### 4 児童生徒の学力等の状況 (全国学力・学習状況調査結果より)

##### (1) 児童生徒の学力の推移

全国学力・学習状況調査は、子どもたちの学力や学習状況を把握するため、小学校6年生と中学校3年生を対象として、4月に全国一斉に実施されています。毎年、国語と算数・数学の2教科の学力と、生活習慣や学習状況など

に関する調査を実施しております。

平成 24 年度からは、3 年に 1 回理科についての調査が実施され、また令和元年度からは同様に英語の学力調査を実施しています。(平成 23 年度は震災の影響で全国データなし) 平成 26 年度から平成 30 年度の全国学力・学習状況調査結果は、表のようになっています。(経年変化を見るため国語、算数・数学の結果のみ記載)

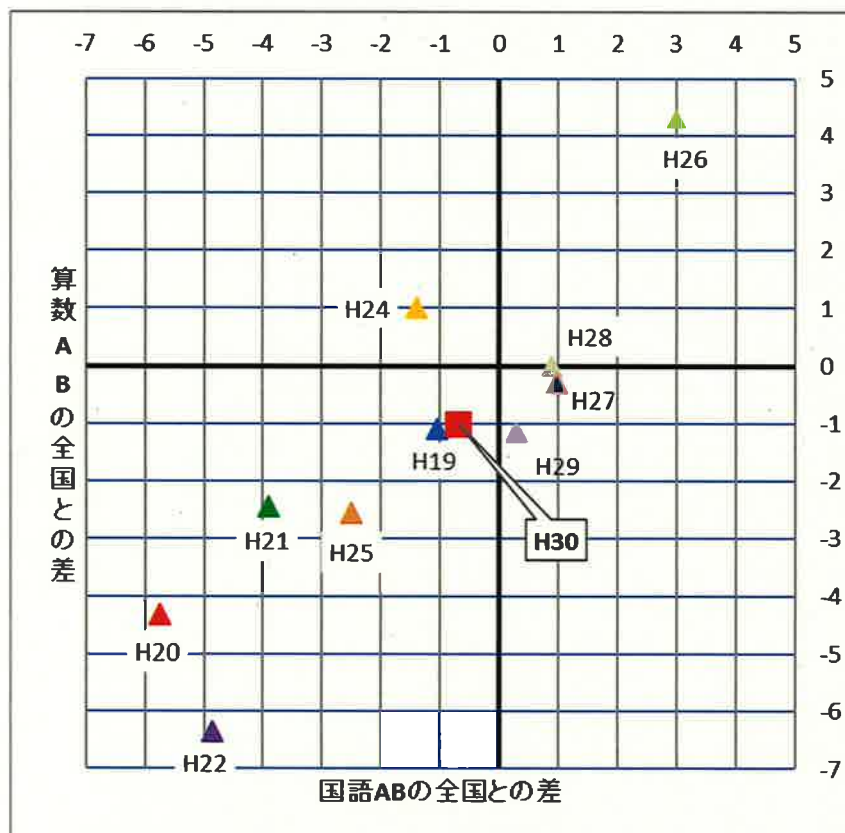
小学校平均正答率: 国と町との差				
	国語A	国語B	算数A	算数B
H26	2.5	3.5	4.3	4.3
H27	1.2	0.8	1.9	-2.5
H28	3.2	-1.4	1	-1
H29	-0.8	1.4	2.7	-5
H30	-1.7	0.3	0.5	-2.5

中学校平均正答率: 国と町との差				
	国語A	国語B	数学A	数学B
H26	-3.6	-4	-6.2	-8
H27	2.8	-0.3	-0.7	-2.8
H28	1.1	2.5	-1.8	-3.1
H29	2.6	1.1	5.4	1.2
H30	1.9	-0.2	2.9	-1.9

四万十町では、「一人ひとりの『学び』を保証する」教育実践及び教育環境の整備を目指して取組をすすめています。その検証の一つの指標として、全国学力・学習状況調査も活用してきました。

小学校においては、国語・算数を合わせた平均正答率は、平成 25 年度までは、全国平均を下回っておりましたが、その後は向上傾向にあり、特に国語は平成 26 年度より全国平均を上回る状態が続いています。平成 30 年度は、全国平均を下回りましたが、国語・算数ともに確実に力がついてきていることがわかります。今後は、分析によって課題が見られる領域についての取組が必要です。

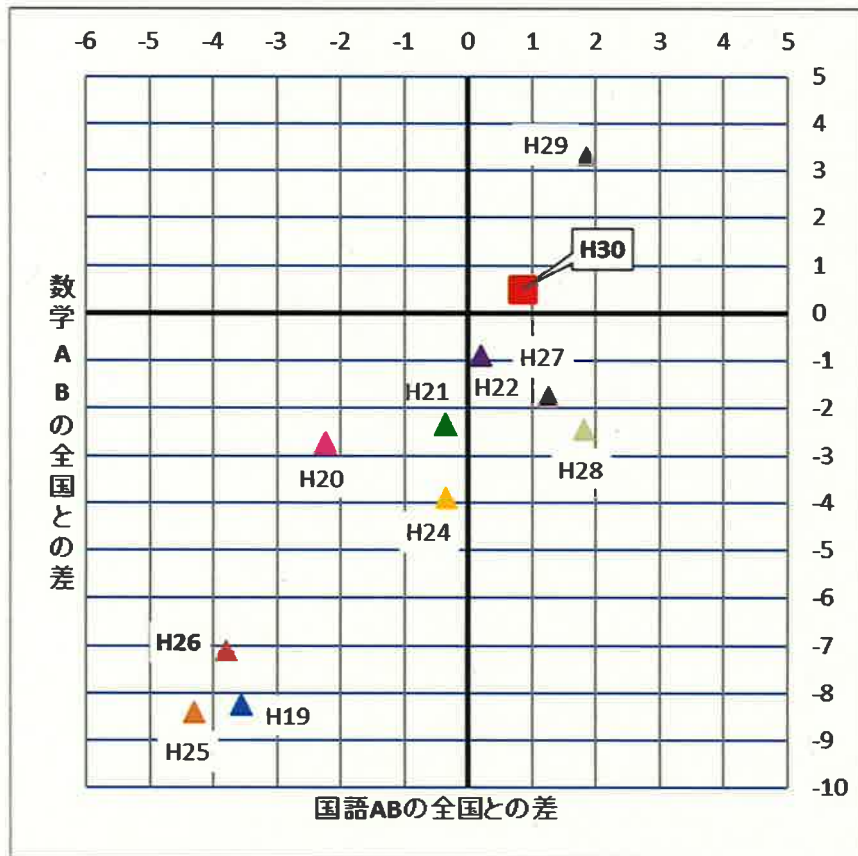
【小学校】中心 0 が全国平均値



※H23 は震災のため全国集計値はありません。

中学校においては、国語・数学を合わせた平均正答率は、平成 26 年度まで全国平均から離れておりましたが、平成 27 年度より国語は全国平均以上、また数学についても全国平均のあたりを推移しています。課題であった「基礎的知識」「基礎的知識を活用する力」が改善され、国語・数学ともに力がついてきていることがわかります。

【中学校】 中心0が全国平均値



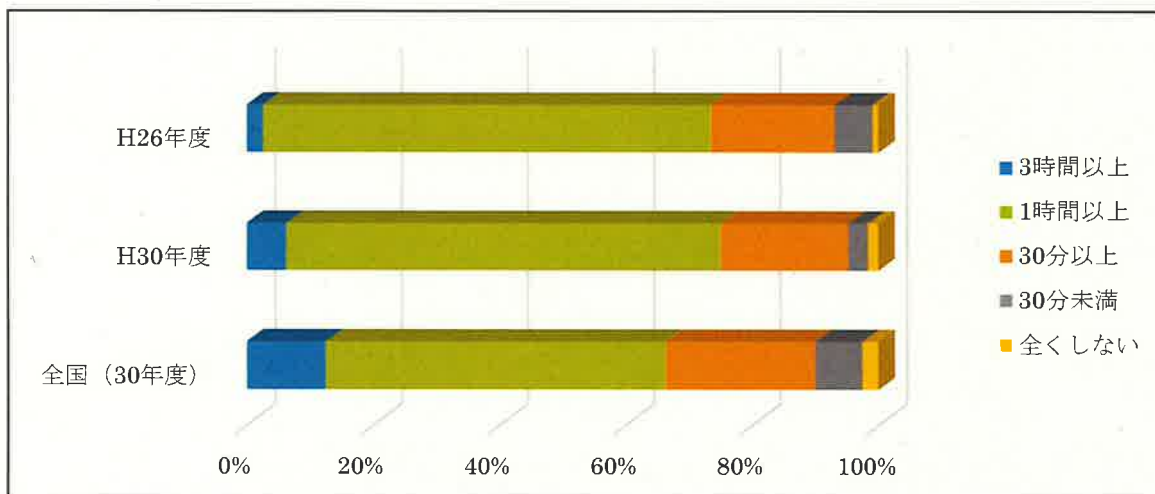
四万十町の子どもの学力は着実に伸びていますが、まだ十分であるとは言えず、問題の読み取りや、資料の活用などに課題も見られ、さらなる学力向上への対策が望まれます。この全国学力・学習状況調査の結果等を各学校で分析し、課題点をあきらかにすることで、その課題解消・学力向上のための取組の研究を他の学校とともに進める必要があります。

## (2) 平成30年度の学習状況等

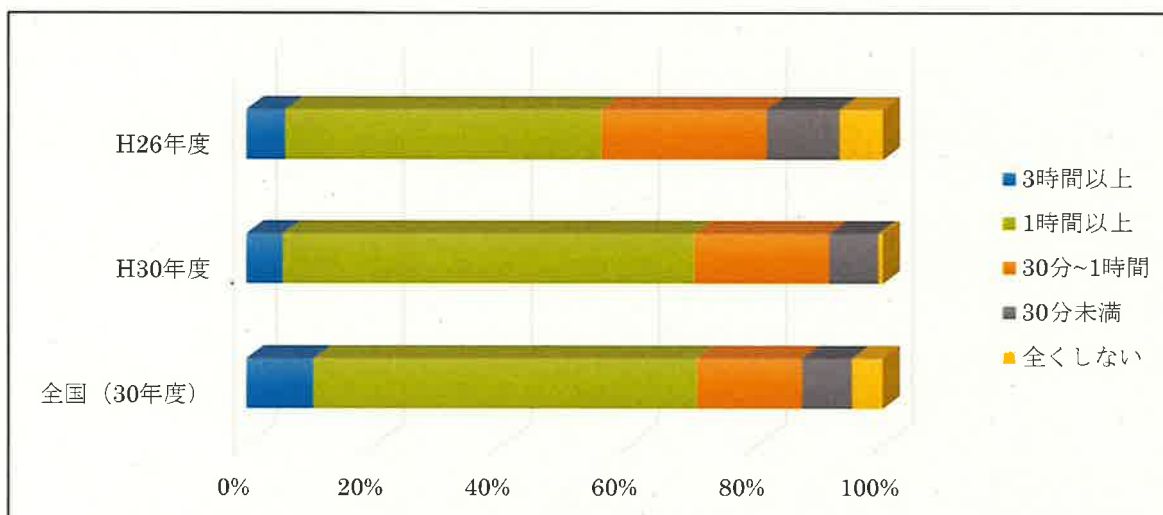
### ①授業以外の学習時間の状況（月曜日～金曜日の1日当たりの学習時間）

児童（小学生）

（総計が100になっていない場合は無解答等有、以下同じ）



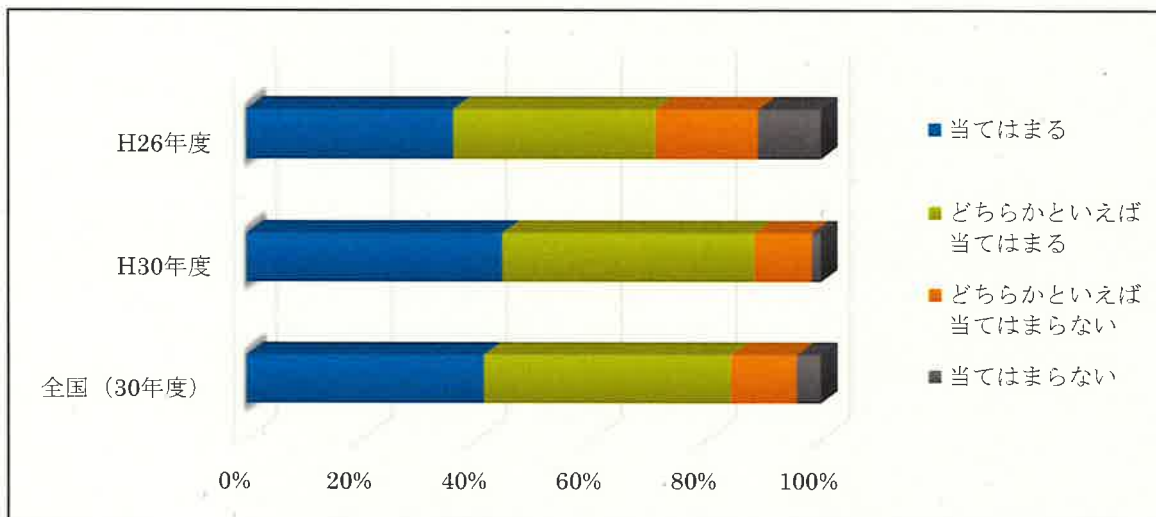
生徒（中学生）



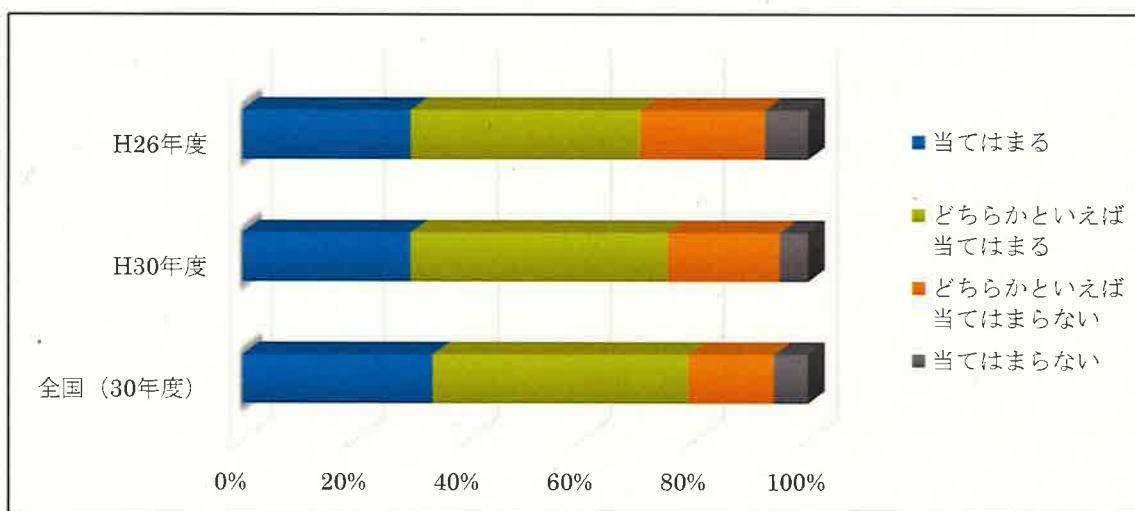
授業以外の学習時間について、小学生は、1時間以上の割合が75%を超え、全国平均を上回っております。中学生も平成26年度に比べ、1時間以上の割合が大きく伸び、全国平均とほぼ同じになっています。

## ②自己肯定感、学校・学級づくりの取組充実に向けて

小学校：自分には、よいところがあると思いますか

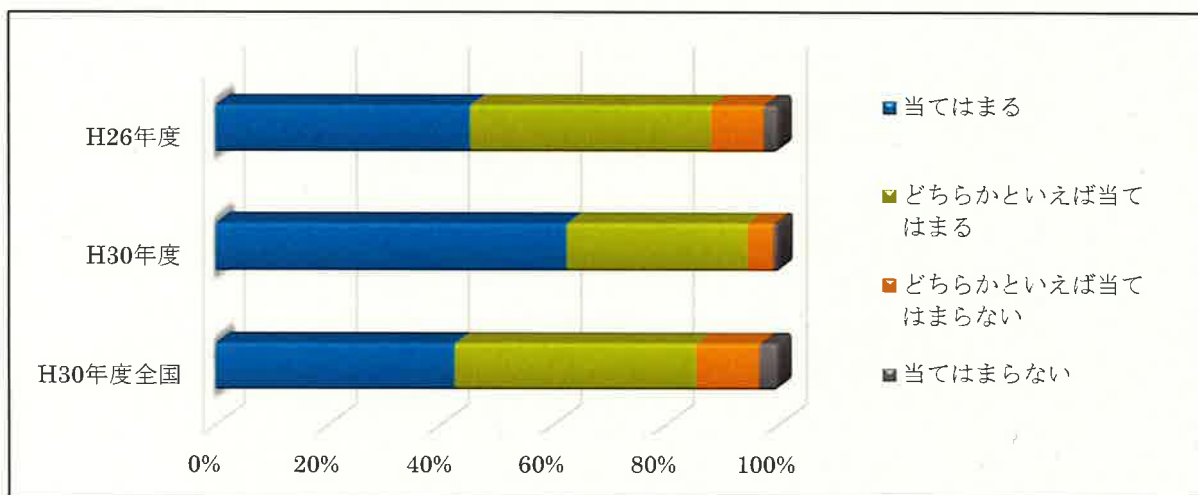


中学校：自分には、よいところがあると思いますか

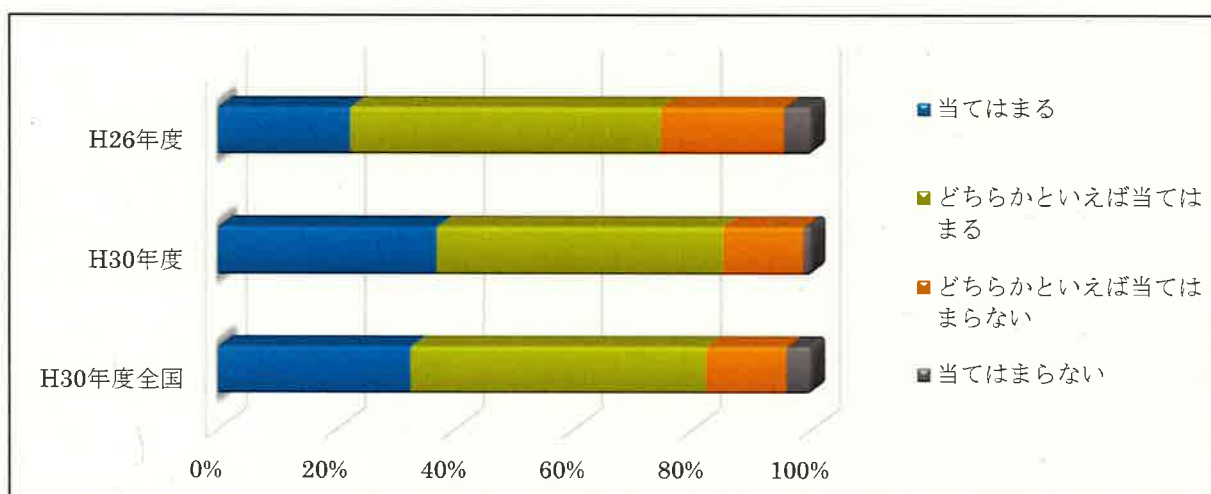


「自分には、よいところがある」と思っている児童生徒は、全国と比べて、それほど大きな差はありません。特に小学生は平成26年度に比べて大きく数値が伸び、「当てはまらない」と答えた児童も減少しています。しかし、小学生の10人に1人、中学生の4人に1人は「自分にはよいところがない」と感じていることが考えられます。

小学校：先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか



中学校：先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか



「先生がよいところを認めてくれている」と思っている割合は、小学校で平成26年度に比べて大きく伸びています。中学校も肯定的な回答が増え、全国と比べてほぼ同じ割合になっています。教職員はどの児童生徒にもよいところがあり、そのよさを認める評価等をしていると思いますが、特に中学校では5人に1人が否定的な回答をしています。教職員全体で児童生徒に関する情報を共有し、チーム（複数の教職員）で児童生徒を評価することも必要です。

## 5 学校の道徳教育

平成 26 年からの、教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、平成 27 年の学校教育法施行規則の改正を受け、平成 29 年には小・中学校学習指導要領の全面改訂が行われ、道徳教育の抜本的改善・充実が図られました。

「考え、議論する」道徳科への転換により、平成 30 年度からの小学校の道徳は児童の道徳性を育む「特別の教科 道徳」として教科化になりました。

また、令和元年度からは中学校も教科化になりました。

道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度の育成のための道徳科教育と、学校教育活動全体を通じて行う道徳教育が上手くリンクしながら、人間としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育が求められています。

そのためには、以下の内容について各校において積極的な取組を行うことが必要です。

⑦校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心として協力体制を整備し、全教職員がそれぞれの役割を果たす。

⑧道徳教育に関する校内研修を年間 1 回は実施する。

⑨道徳教育の計画（学校の重点目標を踏まえた全体計画・学年別目標・別業）を整備する。

⑩家庭や地域社会との連携充実のために道徳の授業を全学級で公開する。

⑪文部科学省及び高知県教育委員会刊行による作成物の活用を図る。

教育委員会では、「四万十町道徳教育推進協議会」を開催し、実践交流や公開授業、学習会を設定しながら、これらの取組を支援します。

道徳の授業の積極的な公開、「家庭で取り組む 高知の道徳」等を活用した取組、家庭や地域の人々も参加できる授業や行事など、家庭や地域との連携を強化し、家庭や地域と一緒に進める道徳教育がこれからは重要になってきます。

また、どの学校、どの学級でも、全ての児童生徒が安心して楽しい学校生活を送ることができるように、全教職員で学校経営、学級経営を進めていくことが必要不可欠になります。



## 6 児童生徒の体力・運動能力等の状況

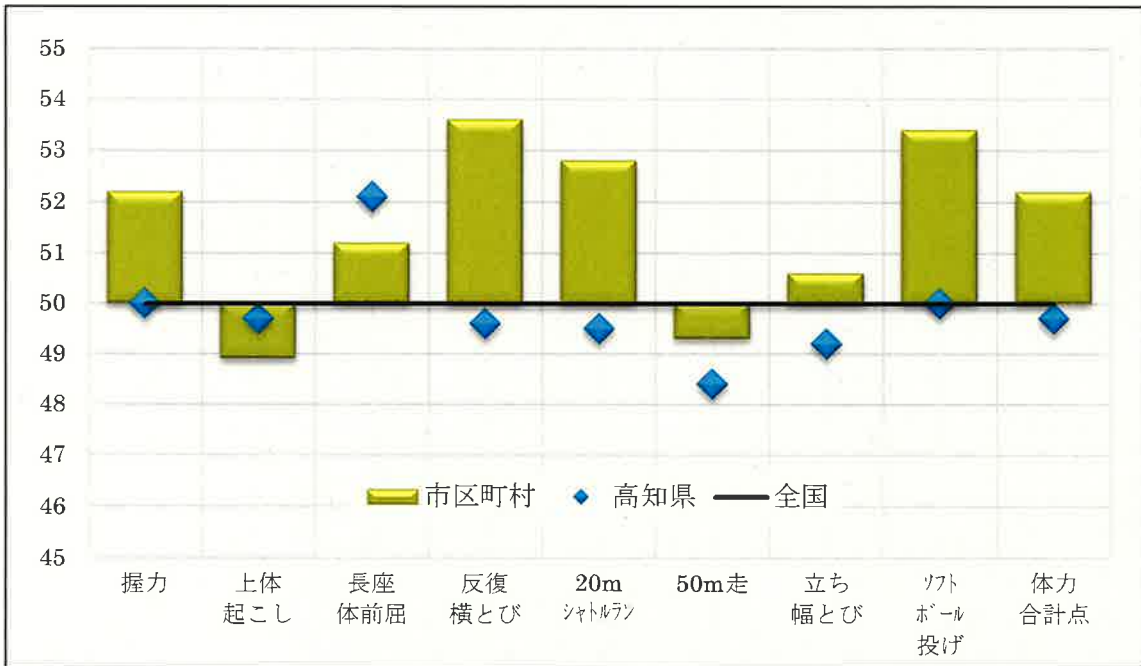
### (1) 注1) 「体力 T 得点」による全国平均との差

(平成 30 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より)

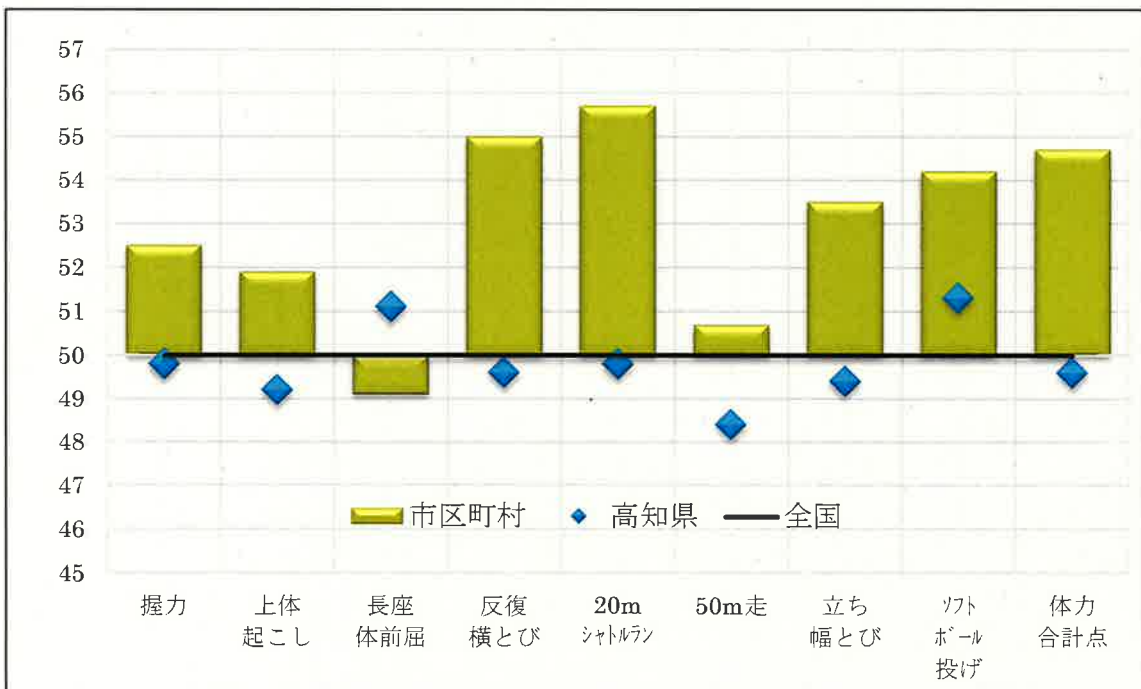
注1) 体力 T 得点 (全国平均値に対する相対的な位置を示し、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較できるもの。縦軸 50 が全国値)

小学校 5 年生 (男子)

※市区町村 = 四万十町数値

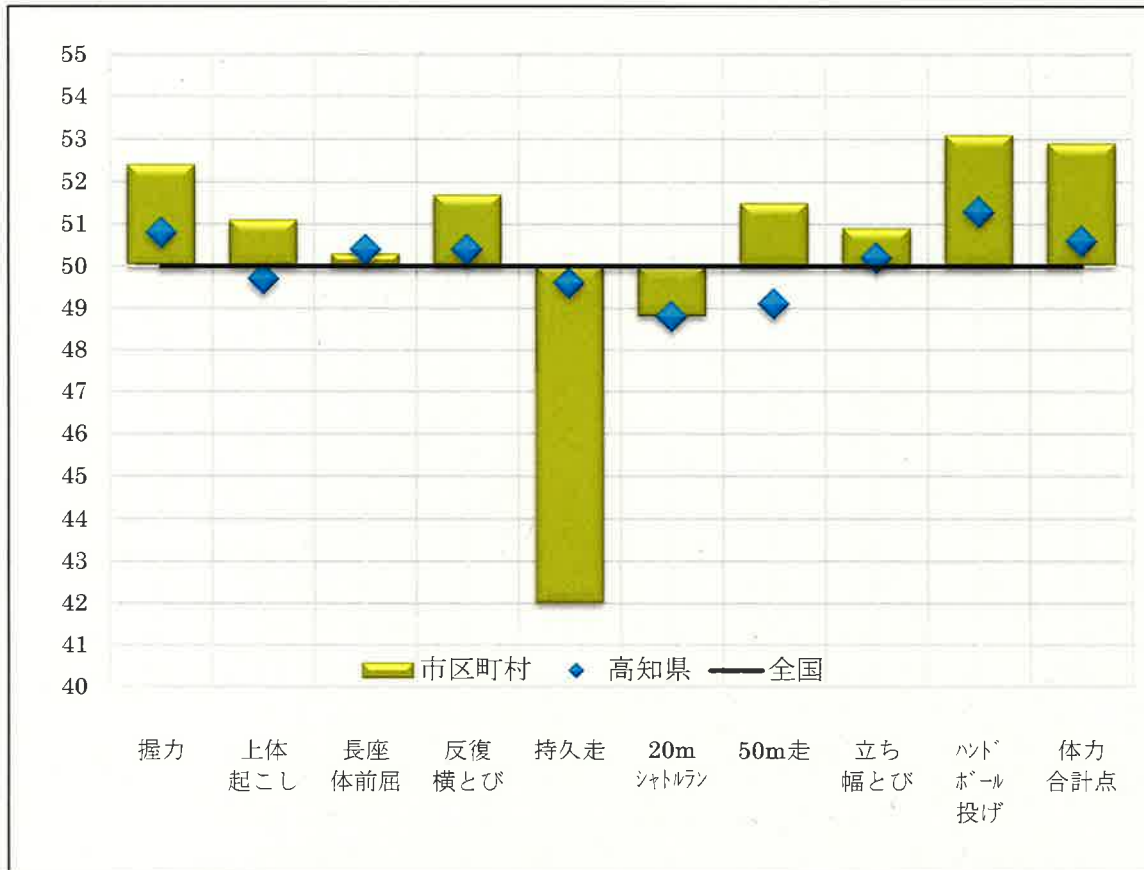


小学校 5 年生 (女子)

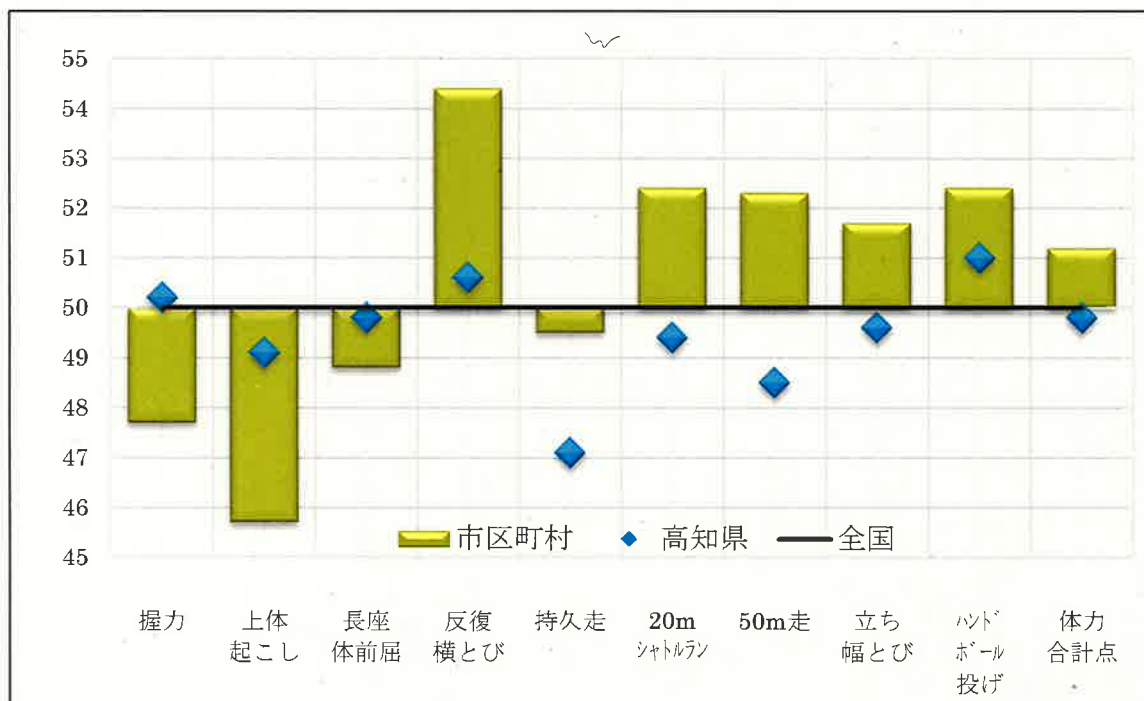


中学校2年生（男子）

※市区町村＝四万十町数値



中学校2年生（女子）



科学技術の進歩、社会環境の変化により、児童生徒を取り巻く環境は常に変わっています。意図的・計画的な活動以外の日常生活の場で、体力を向上させたり自然の中で体験をすることが、児童生徒の活動の場から減少しています。また、低学年児童時からの特定の運動への偏りや、運動する機会の違いによる二極化なども危惧されます。

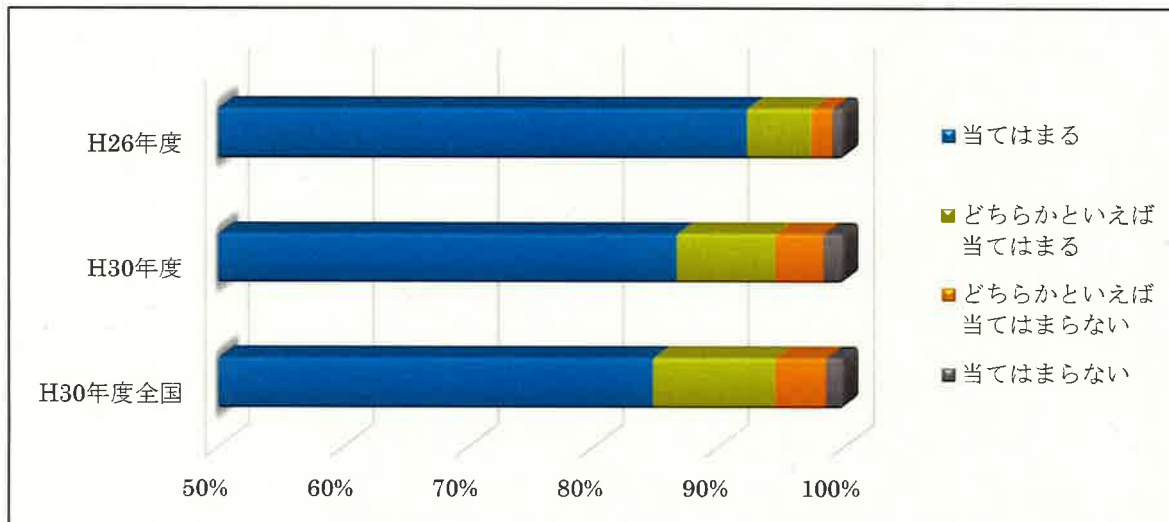
そのため各学校では、体育の授業改善や学校全体の取組(全校朝マラソン等)、学校行事等で児童生徒の体力向上に向けた取組を進めています。

平成 30 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査においては、小学生はほとんどの項目で全国値を上回っています。ただ、男子の上体起こし、女子の長座体前屈など、身体の柔軟性をはかる項目で全国値を下回っています。身体の柔軟性はスムーズな動作や怪我を防ぐうえでも大切な要素であり、体育の授業等で柔軟性を高める取組を充実させる必要があります。同様の傾向は中学生女子にも見られ、県平均を下回る結果になっています。また、中学生男子の持久走は県、全国平均を大きく下回り課題が見られます。しかし、他の項目では、男女とも全国平均や県平均を上回っており、体育の授業だけでなく、学校全体で取り組んでいる成果が出ていると考えられます。

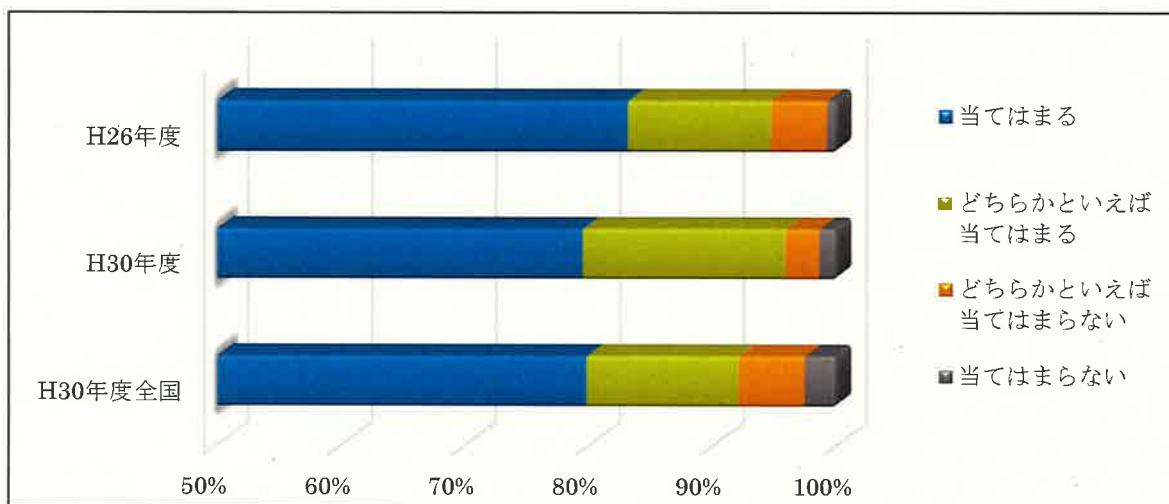
(2) 児童生徒の朝食の状況 (平成30年度全国学力・学習状況調査結果より)

児童生徒の体力の維持向上を図るためには、学校教育や社会教育における取組とあわせて、基本的な生活習慣の確立が基盤となることを共通認識としながら、学校・家庭・地域と連携し「早ね 早おき 朝ごはん」といった取組を拡充させていくことが今後必要です。

小学校：朝食を毎日食べていますか



中学校：朝食を毎日食べていますか



平成26年度に比べ、朝食を食べていない児童が増えており、危惧されるところです。小学生の朝食については、少なからず家庭環境の影響を受けているケースも考えられ、教育・福祉関係機関と連携し、取り組んでいく必要性も考えられます。中学生については、朝食を食べている生徒が増えてきており、基本的な生活習慣の確立や自立に向けて活動が進んでいると考えられます。

## 7 児童生徒の生徒指導上の諸問題の状況

### (1) 長期欠席及び長期欠席（不登校）等傾向の児童生徒数

（高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査より：平成30年12月時点）

小学校	【単位：人（注 <sup>2</sup> ）出現率】	
	四万十町	高知県
12月末までの欠席日数累計20日以上	11 (1.63)	517 (1.56)
12月末までの欠席日数累計30日以上（※1）	8 (1.18)	312 (0.94)
（※1）の児童のうち 昨年度30日以上欠席	3 (0.44)	203 (0.61)
（※1）の児童のうち 引きこもりがち	1 (0.15)	10 (0.03)
（※1）の児童のうち 支援センター等の支援	2 (0.29)	80 (0.24)

注<sup>2</sup>) 出現率=児童生徒100人あたりの不登校児童生徒数の割合

中学校		
	四万十町	高知県
12月末までの欠席日数累計20日以上	15 (3.94)	887 (5.08)
12月末までの欠席日数累計30日以上（※1）	12 (3.15)	705 (4.04)
（※1）の生徒のうち 昨年度30日以上欠席	9 (2.36)	533 (3.05)
（※1）の生徒のうち 引きこもりがち	2 (0.52)	33 (0.18)
（※1）の生徒のうち 支援センター等の支援	8 (2.10)	251 (1.43)

四万十町における平成30年度の不登校等児童生徒の出現率等は、小学校では高知県の出現率を上回っています。中学校では、高知県の出現率を下回っていますが、小学校と比べると増加傾向にあり、特に中学3年生で増加しています。家庭環境等を含むそれぞれの生徒個別の要因はありますが、高校入試等の中学校卒業後の進路決定に向けての学習等への不安も要因の一つと考えられます。また、中学校での不登校は、小学校でその予兆が見られたり、一度不登校になるとなかなかもとに戻りにくかったりする傾向がみられます。

四万十町では、この課題の解決に向け、各学校や四万十町教育研究所、四万十町教育支援センターと密接な連携を図り、不登校児童生徒数の減少、解消に向けた取組を進めています。今後も不登校児童生徒の減少への早期による対応だけでなく、不登校児童生徒の出現の未然防止に向けた取組も強化・充実させる必要があります。これには、児童生徒を支援する取組のみならず、その保護者、家庭への支援も必要と考えます。

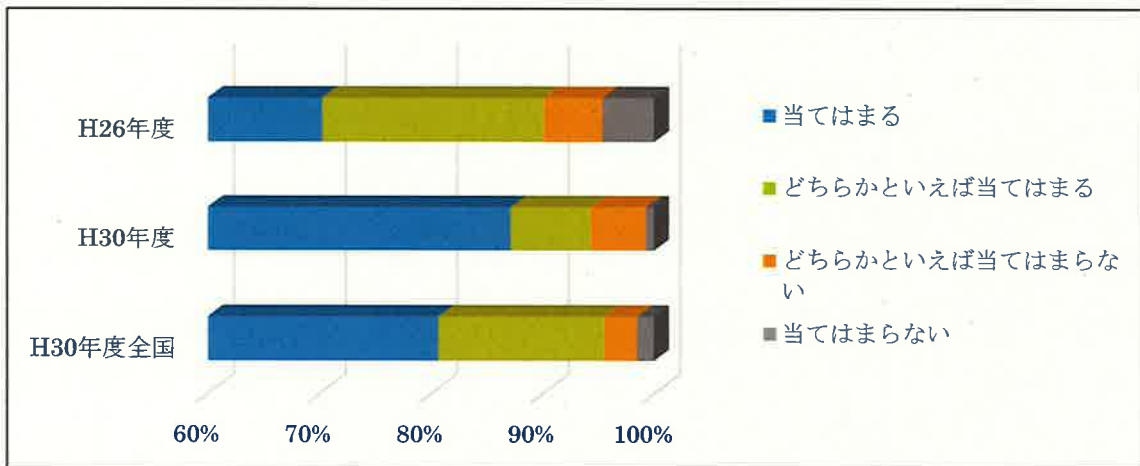
学校をはじめとする教育関係機関のみならず、福祉関係機関とも連携を密にし、取り組みを進めていくことが必要です。

## (2) いじめの認知状況

認知件数	町：小学校	県：小学校	町：中学校	県：中学校
H30.12月末	78件	1973件	8件	606件

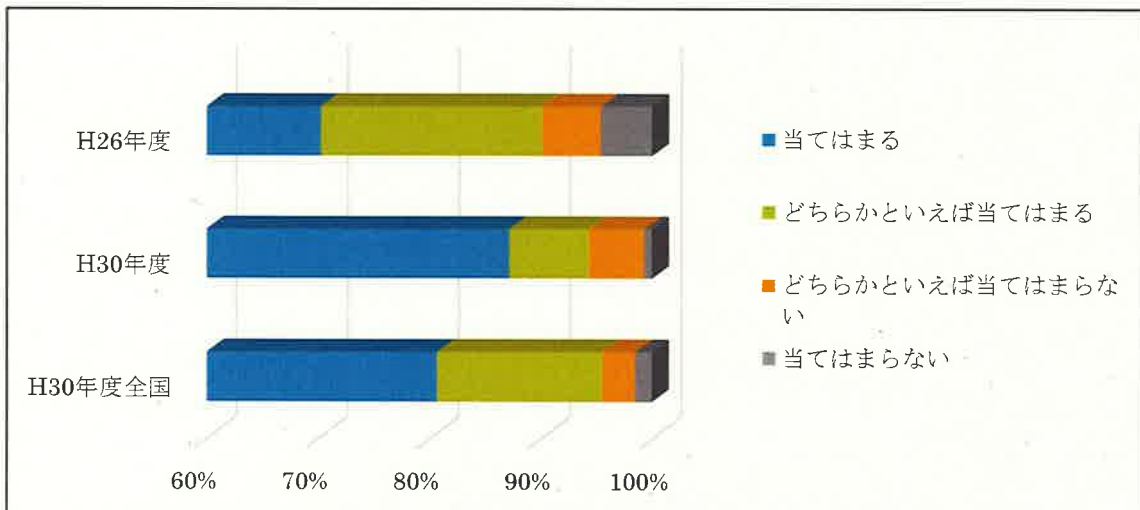
いじめについては、学校側の積極的認知による早期発見・早期対応、チームで対応が定着しつつあります。事案の解決後も3か月の見取りを強化し、完全解消に向けて努力がなされています。しかし、いじめの認知が0件という学校もあり、本当に把握漏れがないか、保護者や地域に「学校いじめ防止基本方針」、いじめの認知について、学校生活の様子を家庭や地域に公開してみんなで見守る必要があります。

小学校：いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか



(平成30年度全国学力・学習状況調査結果より)

中学校：いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか



平成 26 年度の調査と比較してみると、子どもたちのいじめを許さない意識がかなり高くなっていることが分かります。特に、「当てはまる」という強い意識を持っている児童生徒が大幅に増えており、全国を大きく上回った結果が出ています。これは、各校で「いじめはどんな理由があってもいけない」という意識と態度が、児童生徒に各教育活動を通して浸透してきていることが見て取れます。また、「当てはまらない」という意識を持った子どもたちも随分と減っています。しかし、「どちらかという当てはまらない」という意識を持った子どもたちの割合は変わらず、全国を下回った結果になっています。これからも「楽しい学校生活を送るためのアンケート (Q-U)」のデータ等を活用したりしながら、人権教育・道徳教育等、教育課程全体を通じて、一人ひとりが大切にされる学級全体、学校全体の取組が重要です。

## 第2部 今後の教育の全体像

### I 教育の使命

「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念を継承しつつ、教育基本法においては、①「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人」、②「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」、③「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指すことが明確にされました。

社会的自立の基礎を培う「子ども」から、職業生活におけるスキルアップ等を目指す「社会人」、これまでの経験を社会に還元しつつ生涯にわたり学び続ける「高齢者」までの全世代、一人ひとりの「自立」した個人が多様な個性・能力をいかし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」することができる柔軟な社会を目指します。

### II 教育政策の意義

教育は、個人の社会的自立の基礎を築き幸福を実現するものであると同時に、教育の成果が、教育を受けた本人のみならず広く社会全体に還元され社会の活力増進の原動力となることを踏まえれば、「未来への投資」であるとともに、社会参加を保障する「セーフティネット」としての公的な性格を持つ営みです。

社会情勢の変化も早く、厳しくなる中、一定の公的な関与や費用負担によって、教育の社会的効果が最大限に発揮されるようにすることが必要です。

このための条件整備として、教育の機会均等及び教育水準の維持向上、教育の均質化を最大の目的として、教育政策を立案・計画・具体化し、実施していくことが必要です。

ただし、その具体的内容は、社会の変化、時代の要請に応じて適切に変わるべきものであり、不断の見直しが求められます。特に近年は、学習に対する需要も、社会及び個人双方において多様であり、学校・地域によっても条件が異なるため、画一的な対応による解決ではなく、より現場重視の個別的な対応が求められています。

### III 四万十町の教育課題

【今後5年間を通じて目指すべき教育の姿】

- 義務教育修了までに、すべての子どもに自立して社会で生きていく力の基礎を育てます。
- 個人の幸福を追求しながら、社会を支え発展させるなど、社会・地域に貢献できる人材を育てます。
- 生涯にわたり学び続けることができる教育環境を整えます。



#### 【目指すべき教育の姿を達成するための課題】

- 義務教育段階で個々を鍛え、多様な強みを引き出す。
- 支援を必要とする子ども・家庭への支援。
- 教育格差の再生産・固定化の防止。
- 学校教育・生涯学習における教育環境の向上及び平準化。

## IV 四つの基本的方向性

たくましく人間性豊かな人づくりを基本理念とし、ふるさとを愛し志を持ち地域に貢献できる子どもを育て、幼児から高齢者まで生涯にわたって学び続け、健康で心の豊かさや生きがいを実感できる人生を送ることができるよう、本計画においては、四万十町として行うべき「自立」「協働」「創造」の達成に向けた以下の四つの基本的方向性と考え方を整理しました。

### 1 社会を生き抜く力の養成

社会・経済が急速に変化していくとともに個人の生き方も多様化している中で、「自立」と「協働」を図るための能動的・主体的な力である「社会を生き抜く力」を誰もが身に付けられるようにします。主として小学校の児童、中学校の生徒を対象に取り組みます。

#### (1) 教育内容・方法の工夫、改善、確立

一人ひとりの「学び」を保証する教育の実践・実現を目指します。各教育現場で子どもの学ぶ権利を守り、学びに挑戦する機会を保証する取組を充実させます。

今後、急激な社会・産業構造の変化が予想されます。新しい社会や経済状況に適応する力の育成だけでなく、変化の本質を見抜き、夢や目標をもって積極的に行動し、主体的に社会に参加していくための力を付けることが重要になってきます。そのため、どの子どもも学びに関心が持てる教育内容・方法の方向性を、町内全体、学校単位で打ち出すことも必要です。

町内の子どもがそれぞれの希望する進路を選択することができるよう学力の定着及び向上を目指します。

就学前教育の充実により、学校教育へのスムーズな移行を目指すとともに保・幼・小・中・高の連携教育を推進します。

学校から地域・社会へと交流や活動の場が広がる子どもたちのためには、キャリア教育や進路指導の充実とともに、地域・社会への接続支援や、そのコーディネートを行う人材の発掘・育成が必要です。

また、社会人の学ぶ機会や地域での学習機会を作ることも必要です。

## (2) 学びの質を保証

「学び」は、その量とともに質が大切です。教職員が学び続けることで学びの質を高め、本質的な学びを追求することが、子どもたちの学力向上には必要不可欠です。そのためには、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合い組織的に授業力の向上を図る「チーム学校の構築」を推進し、それぞれの子どもの実態に即した実践に必要な研究体制の確立及び校内研修の活性化を図ることが重要です。

## 2 未来への飛躍を実現する人材の養成

ふるさと四万十町に愛着と誇りを持ち、地域に貢献できる人材を養成するとともに、技術革新やグローバル化の一層の進展にも対応し、新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材、グローバル社会において各分野・地域の発展に貢献できる人材など、未来への飛躍を実現する人材を養成します。

### (1) 地域に貢献できる人材養成

ふるさと四万十町に愛着と誇りを育む学習を推進し、地域の特性や可能性を知り、創造性をもって、志の実現に向けて挑戦する人材の養成を行う仕組みづくりが必要です。

### (2) 新たな価値を創造する人材養成

社会の変化や新たな価値を主導・創造する人材養成のためには、社会を生きる力を基盤とし、それぞれの個性・能力を伸長させることが必要です。創造性やチャレンジ精神、最後までやりぬく強い意志といった力を身につけさせることが大切です。さらに、個人の力を社会の中で生かそうとする意識や、そのための教育環境の整備が必要です。

### (3) グローバルに活躍できる人材養成

国際的視野を持ちグローバルに活躍できる人材養成のため、英語教育を強化するとともに豊かな教養やコミュニケーション能力、課題解決能力、異文化理解を身に付ける取組が一層重要となってきます。

## 3 学びのセーフティネットの構築

子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また世代を越えてその厳しい環境が連鎖することのないよう、「学校」を貧困対策のプラットフォームと位置付け、環境整備と教育の機会均等を図るとともに、社会参画・自立に向けた「学びのセーフティネット」を構築することが重要です。

### (1) 教育費の負担軽減

経済状況や家庭環境等による進学機会や学力等の差がその後の就労・賃金等の格差につながり、教育格差が再生産・固定化されることも指摘されています。これを防ぐためには、幼児期・学齢期などの早期段階での対応が重要であり、経済的支援や学習面・生活面における支援などを適切に行うことが必要です。

### (2) 学習支援・再チャレンジ支援

子どもたちの健全育成やいじめの解消はもちろん、不登校や特別な支援を要する児童生徒への学習支援を充実させることが必要です。高校中途退学者や義務教育修了後の進路未決定者への再チャレンジ機会の支援も必要性が増しています。これらの支援が関係者個人の取組に終始することなく、継続した支援となるような体制づくりに努めます。

### (3) 安全・安心の確保

地震・津波などの自然災害や、事件・事故の危険から子どもたちの安全・安心を確保することが重要です。施設の防災機能の強化や老朽化対策の計画的な実施等、施設面の整備に加えて、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育や安全管理、家庭・地域と連携・協働した学校の安全を推進することが必要です。

## 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

様々な取組をより実効的に進めるためには、個々人の取組に委ねるのではなく、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築することが重要です。相互に支え合い、様々な課題の解決や新たな価値の創造を促す「絆づくりと活力あるコミュニティ」の形成を図ります。

### (1) 学習を通じたコミュニティの形成・コミュニティによる学習支援

地域社会と様々な関りを通じて、これからの時代に必要な力、地域への愛着や誇りを子どもたちに育むとともに、地域に信頼される学校づくりを進めることが求められます。

地域の資源を活用し、地域が学校に関わり子どもの学びや育ちを支えるとともに、学校も地域に関わっていくことが重要です。日頃より存在するコミュニティにおけるつながりや支え合いの重要性を再認識し、学校と地域住民の連携・協働を始めとして、学びを通じたコミュニティの形成による学習支援を積極的にすすめることが必要です。

### (2) 家庭教育支援

教育基本法第10条第1項では「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と、家庭教育が教育の原点であると定めています。

しかし、近年の家庭環境の多様化に伴い、保護者のみでなく学校や子育て経験者をはじめとした地域人材などが連携協力し、地域全体で子どもの育ちや子育て家庭を支える体制や地域づくりを進める必要があります。

## 第3部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

### ～四つの基本的方向性に基づく、5の成果目標と20の基本施策～

#### (基本的な考え方)

第2部に示した四つの基本的方向性の実現に向けて、令和元年度から令和5年度までの5年間における、成果目標、成果指標、具体的な基本施策を示し、PDCAサイクルの実践を目指します。

本計画に掲げる成果目標等は、四万十町において目指すべき水準、四万十町自身が行う施策を整理したものです。本計画の方向性を踏まえ、各学校や関係団体も各実情に即した具体的な教育の在り方、目標設定の自主的取組を行うよう四万十町としても促すこととします。

#### (成果目標の考え方)

事業の量ではなく、学習者や社会全体（教育政策の受益者）に対していかなる成果を目指すかといった観点に基づく目標です。

教育による成果や効果はすぐに現れるものが少なく、教育政策との関連もはっきりとしない場合もあると考えられます。これは、教育による効果等は長期間を要し、かつ社会状況や個人のおかれている状況の中で、その効果等に影響を与える多くの要因が関係するからです。このため、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き未来の創り手となる「生きる力」を育むために、「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」、「何を理解しているか、なにができるか」「理解していることやできることをどう使うか」という教育政策による効果が比較的大きいと考えられる成果目標を設定します。

#### (成果指標の考え方)

客観性の確保のためには数値による指標設定が望ましいですが、数値化が難しい指標については、経年において増減を把握できる内容とします。

#### (基本施策の考え方)

成果目標の達成に向けて、5年間において実施する取組等を記載します。

# I 四つの基本的方向性に基づく方策

## 1 社会を生き抜く力の養成

### (1) 主として教育内容・方法に関する取組

#### ■成果目標1 (教育内容・方法)

- ① 変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、確かな学力・豊かな心・健やかな体など「生きる力」を確実に身につけ、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を養成します。
- ② 自らを律しつつ他者とともに生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力を持つ子どもを育てます。
- ③ 児童生徒において全国上位の学力水準を目指します。
- ④ 生徒全員が希望する進路にすすむことを目指します。

#### ■成果指標

- ① 自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識の向上。
- ② 体力の向上。健康教育・健康管理の推進。
- ③ 全国学力学習状況調査において、各校の平均得点を全国平均以上。あわせて無解答率の減少。
- ④ 児童生徒の学習意欲の向上、学習習慣の改善。
- ⑤ 各学校における ICT 機器利活用率の増加。
- ⑥ 特別支援学級等の児童生徒に対する「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成率の増加。
- ⑦ 中学校卒業後に全生徒が希望する進路にすすめることを目指す。将来の夢や当面の目標を持っている児童生徒の割合の増加など、児童生徒の進路に向けた意識の向上。

### 《 5年間における具体的方策 》

#### 基本施策1 教育内容・方法の充実

##### □基本的考え方

- ① 子どもたち一人ひとりが自ら課題を発見し、その解決に向けて知識や技能を活用するとともに主体的・協働的に物事の本質を追求できるよう、教材活用や発問の工夫及び実践における活用をすすめます。
- ② 教材や学習内容と子どもたち、あるいは子どもたち同士や子どもと教職員を、日々の授業やその他の学習機会等の場でつないでいくことで、近い将来民主主義を担う社会の構成員となれるような「生きる力」を育成します。
- ③ ICT 機器の活用やプログラミング的思考(論理的思考)を積極的に取り入れた授業改善を行い、「主体的・対話的で深い学び」をすすめます。

## 【主な取組】

### 1-1 教材、指導方法、指導形態の開発や改善

- ア) 児童生徒一人ひとりが、課題解決に向かって見通しを持ちながら、仲間との対話を通して考えを深め合う授業を目指し、指導方法や教材の活用、発問の工夫及び実践における活用をすすめます。
- イ) それぞれの児童生徒が希望の進路を実現できるよう学習の到達度を把握し、教職員の情報共有のもと、きめ細かい指導・援助を目指します。

### 1-2 ICT利活用による新たな学びの推進

- ア) 電子黒板（IWB）やタブレット型パソコン（TPC）、教材提示装置等の ICT 機器の利活用が促進されるよう研修を実施するとともに活用例を提供し、教職員のスキルアップを図ります。そのために ICT サポーターの配置による教職員支援や、教育 CIO・学校 CIO による取組をすすめます。
- イ) プログラミング教育の全面実施に向けて各学校の実態、学校教育目標、環境整備や指導の実情等に応じた体制の構築を図り、論理的に考える力を育てる取組をすすめます。

## 基本施策 2 保幼小中高の接続

### □基本的考え方

- ① 幼児期からの高等学校までの接続がスムーズに行えるよう就学前教育から高等学校教育までの連携強化を図ります。

## 【主な取組】

### 2-1 就学前教育と小学校の連携

- ア) 国が示した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10項目）」の共有・保育参観を基に小学校ではスタートカリキュラムを作成し、交流活動や連絡会を通じて、スムーズな接続の工夫と双方の教育活動の質の向上を図ります。

### 2-2 小学校と中学校の連携

- ア) 交流行事や乗り入れ授業等を通じて、相互の教育内容を理解するとともに、引継ぎシート等で連携を強化します。

### 2-3 中学校と高等学校の連携

- ア) 連携型中高一貫教育に取り組んでいる大正・十和地域の中学校と四万十高校との異校種間交流（各教科等の部会、教員交流）を継続・強化し、地域の特色を生かした教育活動をすすめます。  
また、その活動の中で、環境教育を軸とした取組を地域等に発信することで、四万十町の自然環境を生かした活動を活性化させます。

イ) 窪川地域の中学校と窪川高校との交流機会（教員、運動部・文化部活動等）を増やすとともにカリキュラムの一貫性や系統性を踏まえた教育課程等の連携を目指します。

### 基本施策3 豊かな心と健やかな体

#### □基本的考え方

- ① 「高知県人権施策基本方針」の人権施策の推進方針の12項目を基本に学校教育活動全体を通して、一人一人が大切にされる人権教育に取り組みます。
- ② 学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などを養うための道徳教育に取り組みます。
- ③ 学校給食を核として、子どもたちの「食」に関する意識づけを推進するとともに、食生活の改善を検討・推進します。また、地域食材の活用を学校給食等でも進めるとともに地元の伝統料理もメニューに取り入れ、地域の良さの認識につなげます。
- ④ 体育の授業や、部活動を通して、子どもたちが運動等への興味・関心を高め、楽しみながら体力を増進し、多様な動きを身につけることができるような環境整備をすすめます。
- ⑤ 乳幼児期から子どもの発達段階に応じた情操・思考力を育成するため、学校教育をはじめとする活動において、多様な知恵・考え方・文化に触れる場や環境、また、多様な体験ができる機会を設けます。

#### 【主な取組】

##### 3-1 人権教育の推進

- ア) 学校における発達段階に即した人権教育の指導方法等に関する研究と成果の普及、実践事例の公開等により、人権教育の取組の改善・充実を支援します。学校では教育活動の全教科・全領域等を通じて一人ひとりが尊重される人権教育に取り組みます。
- イ) 四万十町人権教育研究協議会及び各支部の取組をはじめ、学校・家庭・地域の連携により社会参画意識や公共の精神など、主権者として社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成に資する取組をすすめます。

##### 3-2 道徳教育の推進

- ア) 基本的考え方に基づく道徳教育を進めるためには、学校や学級内の人間関係を整え、道徳科の授業で学習したことが児童生徒の日常生活にいかされることが必要です。そのためには家庭・地域が連携した取組が不可欠ですので、道徳の授業公開に継続して取り組みます。
- イ) 心を耕す教育の柱として、高知県教育委員会が進める道徳教育と連動した取組を充実します。



### 3-3 食育の充実

- ア) 栄養教諭を中核とし、学校における食育の充実を図ります。また食育の充実には家庭との連携が重要なため、家庭での協力や学校等における取組の情報発信を積極的に行います。
- イ) 学校給食において地場産物を活用する取組をすすめます。地産地消をとおして地域の「産業」「食文化」における特長を知り、郷土について考える機会をつくります。毎月19日を「食育の日」とし、地域食材を町内統一で決め、献立に取り入れるなどの取組をすすめます。

### 3-4 保健教育・スポーツ活動の充実

- ア) 体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた保健教育を充実します。
- イ) 学校長のリーダーシップのもと養護教諭を中核とした保健室経営を充実させるとともに、教職員全体へ保健室経営方針の理解と協力を図り、児童生徒の精神的な成長を支援します。
- ウ) 体育・保健体育や運動部活動等の学校の体育に関する活動や、スポーツクラブ等との連携による活動を通じて、町民がスポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備を図ります。
- エ) 中学校部活動への外部人材を積極的に活用し、競技力の向上と教職員の負担軽減を図ります。
- オ) 社会体育施設や学校施設の開放と整備を行い利便性の向上を図り、各種スポーツ団体、子ども会、スポーツ少年団等の活動を活性化します。
- カ) 交流人口の拡大を図る全国発信スポーツ大会（四万十川桜マラソン・四万十川ウルトラマラソン等）を開催します。

### 3-5 学校教育の時期に文化に触れる環境の整備、体験できる機会の提供

- ア) 小中学校の各教科・領域等の学習活動で学校図書館が活用されるように、計画的な蔵書整備などの環境整備をすすめます。そのため学校図書館と町立図書館との連携を強化するとともに、学校図書館支援員を配置するよう努めます。
- イ) 生活環境の変化にともない「活字離れ」「読書離れ」も懸念される今、全校一斉読書の取組や、新聞を活用した教育（NIE）の推進に学校図書館機能を活用できるよう努めます。
- ウ) 児童芸術鑑賞事業などを開催し、感性豊かな子どもを育成します。
- エ) 小学生を対象とした「わんぱく学校」や学校や地域での活動において、様々な体験活動の場を設け、未来の四万十町を託す子どもたちに「生きる力」を醸成します。

## 基本施策4 乳幼児期の養護及び教育の充実

### □基本的考え方

- ① 生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の養護及び教育の重要性を踏まえ、質の高い保育・幼児教育を提供するための条件整備をすすめます。
- ② 保育所・認定こども園と小学校との連携強化により、小学校への就学がスムーズに行えるような取組をすすめます。

### 【主な取組】

#### 4-1 就学前教育の充実

- ア) 幼児教育・保育・子育て支援の質・量を確保するとともに、仕事と子育ての両立を支援するため、保育・教育を一体的に捉えた取組をしていくことについて検討します。

#### 4-2 幼児教育の質の向上

- ア) 教職員等の資質向上のため、保育所、認定こども園の研修受講促進や、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有者の増加に努めます。
- イ) 保育所・認定こども園・小学校との連絡会等を小学校区ごとに実施するとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目」や「就学时引き継ぎシート」を活用した小学校との連携を強化します。

## 基本施策5 ニーズに対応した教育

### □基本的考え方

- ① 様々な背景を有する者がともに暮らし、支え合う共生社会の形成に向けて、児童生徒等のそれぞれの状況や特性、必要とする支援内容に対応した教育活動が行えるよう学校の支援体制整備をすすめます。
- ② 児童生徒の状況やそれぞれの課題に応じた支援方法の研究をすすめるとともに、教職員等が共通理解のもと活動できる体制づくりをすすめます。

### 【主な取組】

#### 5-1 特別支援教育の推進・補充学習等への支援

- ア) 就学等教育支援委員会等の意見を参考に、適正就学の確立やその支援、可能な範囲の環境整備をすすめます。
- イ) 特別支援教育支援員の配置を行い、おもに通常学級に在籍する支援を要する児童生徒及び通常学級に在籍する発達障害等の診断のある児童生徒を支援します。  
また、児童生徒の基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立を図るため、放課後等学習支援員を配置し、授業運営への参画や補充学習の支援を行います。
- ウ) 養護教諭や特別支援教育学校コーディネーターの活動の重要性を教育関係者全員が意識することにより、子どもへの様々なケアが柔軟に行える体制を整えます。

エ) 特別支援学級等の児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画により、指導方法や指導体制を工夫・改善します。また「支援引継ぎシート」の活用も図ります。

#### 5-2 支援を要する子ども・家庭等への支援

ア) 教育相談員等の配置により、子どもや保護者、教職員、地域の方々の教育に関する相談に対応します。

イ) 四万十町教育支援センターの効果的運用を研究・実践し、不登校・引きこもり傾向となっている児童生徒への支援体制を整備します。

ウ) 義務教育修了後からおおむね 19 歳以下の進路が未決定である未成年者に対して、進路決定や将来必要なスキルを身につけるための支援方法や支援体制を研究します。

#### 5-3 各関係機関との情報共有・連携活動体制等の強化

ア) 就学前児童から高等学校までの各段階にに応じて、切れ目のない対策を講じることができるよう、スクールソーシャルワーカー (SSW) を配置します。スクールソーシャルワーカーは、教育と社会福祉等の専門的な知識等を生かして、問題を抱える児童生徒やその家庭に働きかけ、各学校と関係機関等との情報共有を図り、連携活動体制の強化に努めます。

イ) 四万十町子ども支援ネットワーク (要保護児童対策地域協議会) において、健康福祉課や関係機関等との情報共有や連携活動を行います。

ウ) スクールカウンセラー (SC) を全校に配置して、見取りや相談等を通して、いじめ、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。また課題のある家庭とのカウンセリングや不登校児童生徒宅への家庭訪問等、高い専門性を持ったチーム学校の一員として、課題やニーズに合わせた対応で学校を支援します。

エ) 的確で具体的な助言指導をもらうことで、より児童の実態や特性に合った支援ができるよう医療機関等との連携を進めます。

### 基本施策 6 現代的・社会的課題に対応した学び

#### □基本的考え方

- ① 自らの命を守ることを意識することで、現代的・社会的な課題に対して、自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組もうとする態度を育成します。
- ② 個々人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけられるようにします。
- ③ 豊かで優れた自然や景観を維持し、持続的な発展が可能な資源循環型の社会を構築していくため、地域の環境について学び、理解を深め、環境に配慮した行動ができる人材を育成します。

## 【主な取組】

### 6-1 学校安全に関する学習の推進

- ア) 生活安全・交通安全・災害安全の3つの領域を通じて、危険に際して自らを守り抜く「主体的に行動する態度」を育成するための教育内容の充実や教育手法の改善・普及を図ります。
- イ) 南海トラフ地震に備え「海岸部」「台地部」「山間部」など学校・地域の立地条件に応じた防災・減災学習をすすめます。

### 6-2 環境教育の充実

- ア) 「四万十町環境基本条例（H18.3.20策定）」に基づき、環境教育をすすめる学校を支援し、学校や地域等の様々な場における自主的な環境行動の実践を促します。

### 6-3 持続発展可能な教育への支援

- ア) ユネスコスクールの指定校や防災・減災教育先進校等を核に持続発展教育（ESD）の取組を支援します。体系的な思考力（多面的かつ総合的な物の見方や、問題や現象の背景の理解を含めての思考等）、代替案の思考力（何が問題なのかを浮かび上がらせ、その上で代替案も示しながら問題を解決する思考等）、データや情報の分析能力、コミュニケーション能力を育み、リーダーシップの向上を目指した取組の研究を支援します。

### 6-4 生涯にわたる学びの場の構築

- ア) 高齢社会を生きる一人ひとりが、ともに地域社会を支える一員として充実した人生を過ごせる社会づくり、全世代がそれぞれの経験・知識等をいかし参画する社会づくりを目指します。また、社会教育のシルバー大学事業等の様々な学習活動の内容を検証し、現在のニーズに合った取組として再構築します。
- イ) 20代の若者から40代や50代の中老年の世代に、地域文化の継承や地域社会との関わりを豊かにするための学びをすすめます。20代から40代までは子育て、中老年世代は職場において中間管理職的な立場にあり多忙な場合も多く、高齢期に向けた準備の学習や地域活動に関する学習まで関心を向けることに課題もありますが、参加・体験型の実践的手法や講座1コマで1つのテーマを要領よく学べる形態で、今までの形にとらわれず興味・関心がもてる学びの場の構築に努めます。
- ウ) 学校単位で行っている「学校支援地域本部事業」「開かれた学校づくり」「土曜日学校」等の地域との交流活動や、生涯にわたる生きがいを支援している社会福祉協議会やスポーツクラブ等の外部関係機関とも連携した全世代が交流できる学び合う場づくりを支援します。

## 基本施策7 ふるさと教育、キャリア教育、地域・社会への接続支援と接続へのコーディネーターの育成

### □基本的考え方

- ① ふるさとを愛し志を持つ子ども、地域に貢献できる人材の育成に努めます。
- ② 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するとともに、働くことを通して、社会の一員としての役割を果たすことの意義についての理解を始めとした、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目指します。
- ③ 職業生活の中で修得した知識や技能等が、次の段階のキャリア形成等に結びつくような学校と社会をつなぐ教育や、雇用のミスマッチ解消に向け学校・地域・社会との接続をコーディネートする取組を研究します。

### 【主な取組】

#### 7-1 ふるさと教育の充実

ア) 心身ともにたくましい子どもを育むため、四万十町内に残る豊かな自然、文化等の貴重な学習素材を活用し、地域の活動の核となる人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、生涯にわたってふるさとを支える人づくりを推進します。

#### 7-2 キャリア教育の視点を取り入れた取組の推進

ア) 全教員が発達段階に応じたキャリア教育の視点を持つための体制やPDCAサイクルの確立を目指します。

また、社会的・職業的自立に必要な基礎となる能力や態度を育てるため、これまでの教育活動の質を高めるとともに、各教科を関連させた教育や職業体験等、実践的教育にも計画的に取り組めます。

#### 7-3 地域等で核となる人材の発掘・育成

ア) 児童生徒の体験活動（わんぱく学校等）におけるジュニアリーダー活動、成人式実行委員会での企画・運営、青年団活動等社会教育関連行事や地域文化の継承への支援等を通して、地域の活動の核となる人材を育成します。

### (2) 主として教職員・学びの質保証に関する取組

#### ■成果目標2（教職員・学びの質保証）

- ① 「生きる力」の基礎に立ち、主に義務教育において学びの質を保証する取組が必要です。学校教育目標達成のための学校体制づくりをすすめるとともに、教職員の資質・能力を高めるため、校内での研修・研究を充実させます。

## ■成果指標

- ① 学校長による中長期的な学校経営ビジョンの明確な提示。
- ② 校務分掌の円滑な運営及び校務分担の遂行上の課題に対するサポート体制の充実。
- ③ 教職員が、資質・能力を高めるために、主体的に教育に関する研修や研究を行う場面の増加。
- ④ 学校評価・学校関係者評価の改善と活用場面の増加及びその公表状況の充実。

《 5年間における具体的方策 》

### 基本施策 8 学校経営体制強化・充実

#### □基本的考え方

- ① 管理職のリーダーシップのもと、学校経営計画を基盤に、学校の目標や課題を全教職員が共有し、方向性を合わせて取組を推進し、組織的・協働的に目標の実現に取り組める学校を構築します。
- ② 学校教育活動における課題は多岐にわたり、複雑化・困難化しています。学校の組織力を高めながら、教員同士がチームを組んで主体的に学びあうことにより、学校目標を実現し、課題を解決するための充実した取組をすすめます。
- ③ 学校は、教員だけでなく事務職員、学校校務員など様々な職種の職員で構成されています。管理職は、教職員一人ひとりが職務を遂行するために、適切な校務分掌、職員の配置等を図るよう努めます。
- ④ 教職員一人ひとりに法令遵守についての意識を高めるとともに、各学校における組織的な不祥事防止に向けた取組を徹底します。

#### 【主な取組】

##### 8-1 管理職等への支援

- ア) 所属教職員が持てる力を発揮できる職場環境づくりや校務分掌を行うためには、組織の方向性・ビジョンを明確にする学校長のリーダーシップが必要不可欠です。学校長が適切なリーダーシップを発揮するよう支援します。
- イ) 各学校において、学校の実態を適切に把握し、学校教育目標の実現に向けて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上が図られるよう支援します。

##### 8-2 校務分掌の見直し

- ア) 前年度までの慣習や、単なる割り当てとしての校務分掌とならないよう教職員の適性を考慮して校務分掌する学校風土をつくります。

### 8-3 学校事務体制の強化

ア) 教職員が教授活動に専念できる学校経営充実のために、教務部門と事務部門の体制の充実を図るとともに、両部門が密接かつスムーズに連動できるよう教職員が学校事務について理解を深める校内研修等を実施します。また、校内事務処理が全教職員の共通理解により適正かつ円滑に処理できることを目指します。

イ) 学校事務支援室を中心として、学校事務職員による教員の支援機能の強化や、学校事務職員の1人職場や未配置校の課題解消、複数の者のチェックによる正確かつ安定した学校事務活動を担保し、学校事務経験年数が少ない者へのOJT等、人材育成ができる体制の充実を図ります。また、学校適正配置計画により発生する統合事務に対応できる体制を整備します。

ウ) 学校事務職員の専門性をいかすことにより、学校長の学校経営がより強化できることを啓発します。学校事務職員の学校経営への参画には、子どもや教職員の様子や実態を把握することが必要なため、活動拠点となる職場を一定固定化できるよう努めます。

### 8-4 学校校務員の配置

ア) 学校運営上必要となる周辺整備等の活動を行う学校校務員を配置するとともに、1人職場の課題を解消するための研修等を実施します。

### 8-5 不祥事の防止

ア) 不祥事防止のための研修を管理職対象に毎年度前半に実施します。

イ) 各学校等で年間を通して不祥事防止のための確認を職員会で行います。

### 8-6 働き方改革の推進

ア) 高知県が構築した校務支援システムを導入し、勤務実態を把握・分析を行い業務の削減・効率化等の取組をすすめ、教職員の事務負担の軽減を目指します。また、県下統一様式を採用することにより、自治体の枠を越えた人事異動があっても教職員が戸惑うことなく学校事務等の遂行ができるようにします。

イ) 四万十町運動部活動ガイドライン等を遵守することにより、平日1日、土日1日の休養日を確保し、部活動にかかる教職員の負担軽減を図ります。

ウ) 公立学校共済組合が実施する「心の健康チェック事業」等を活用し、教職員が、インターネットを通じて、自分自身で心の健康状態をチェックすることでストレスへの気づきやセルフケアを促し、精神疾患の発症を未然に防止するよう努めます。

## 基本施策9 学びの質の保証

### □基本的考え方

- ① 子どもたちに「生きる力」を身につけさせるため、基本施策1～7に掲げた質の高い教育の実現に必要な、教職員の能力を総合的に向上させます。
- ② 「主体的・対話的で深い学び」などの、新たな学びを展開するためには、学び続ける教員を育て、校内研修の充実、職場内研修(OJT)の質を高めることが重要です。さらにその基盤として、ともに働く仲間が同僚性を構築できる職場環境づくりを支援します。

### 【主な取組】

#### 9-1 校内研修の充実

ア) 教職員一人ひとりが各校それぞれの子どもの実態に即した教育実践するための研究体制の確立及び校内研修の活性化を図ります。「定期的な外部講師招へい」「先進校視察」「授業公開」等を推進・支援します。

イ) 教職員一人ひとりの信念や指導方法のポイント、経験年数に違いはあっても、校内の研究・研修や学校の教育理念に基づく実践は、全員で協働することを目指します。

#### 9-2 学び続ける教員の育成

ア) 教育の専門集団の一員として、過去の経験のみにしぼられることなく、常に児童生徒の実態を把握し、協議できる教育環境づくりをすすめます。

イ) 教員一人ひとりがプライドを持ち、専門的知識と実践的指導力を学び続ける意識を持てるよう支援します。

#### 9-3 同僚性の構築

ア) 教職員が自らの知識やスキルをお互いに学び、共有しあうことで、学校として有効な教育活動が推進されていきます。同じ目標に向かって、それぞれの教職員が認め合い、学びあい同僚性を構築していくことは、学校組織の活性化だけでなく、教職員の抱えるストレスや多忙感を軽減するのにも役立つと思われます。学び続ける教員を育て、実践と結び付いた校内研究・研修を活性化させる基盤として各学校の同僚性構築を推奨・支援します。

イ) 学校が明確なビジョンを持ち、教職員が組織の目的について共通の理解を持って積極的に学校経営に参画できる学校づくりを目指します。

ウ) 定期的な校内研修会だけでなく、日々の業務を通してスキルアップしていくOJTが行える体制を確立することで、教育改革を推進できるよう支援します。



## 基本施策 10 学びの継続体制の構築・強化

### □基本的考え方

- ① 学びの質を高めていくためには、中長期的な目標を設定し、その取組に対してのPDCAサイクルを速やかに回し、課題を改善していく体制が重要です。反省や課題を検証・改善につなぐことができなければ、学びの継続体制を構築することはできません。質の高い学びを継続していくために外部からの評価も取り入れます。

### 【主な取組】

#### 10-1 事業等検証力の強化

- ア) 各学校の実態に応じた評価項目により、学校評価・学校関係者評価を実施、事業等の検証を可視化することで、課題点をあきらかにするとともに改善点を具体化します。

#### 10-2 確実な年度間の引継

- ア) 中長期的ビジョンに沿った学校経営を行うためには、その事業の取組のみならずその検証や改善策が、年度を越えて教職員に引き継がれて行くことが必要です。子どもの学びに関する理念や取組、校務分掌による各担当業務や学校行事等の状況を把握している教職員の情報や文章化したデータを活用し、確実に年度間の引継をすすめます。

## 基本施策 11 学ぶ機会の保証、学びの成果の発信

### □基本的考え方

- ① 教育の機会均等、生涯にわたる学びをすすめるためには、学ぶの機会が必要です。また学びの成果を発信することにより、学びへのモチベーションを高めるとともに、学びの質向上につなげます。
- ② 多様な団体等が提供する学習機会の質の保証・向上を推進するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築します。

### 【主な取組】

#### 11-1 地域や社会人が学べる機会の設定

- ア) 文化講座やシルバー大学、人権学習会など様々な講座や研修会による学習の機会を設定することで、学校卒業後も年齢に応じた学びができるよう努めます。また広域な四万十町内において地域間格差ができないよう留意します。
- イ) 地域の人々が学ぶ機会を設定することは、学びを提供する人の生きがいにもつながり、地域の活力向上につながります。その学びの質を保証するために学びの目的・内容等を検討します。

### 11-2 評価・発表会の開催等

- ア) 上述の地域や社会人が学べる機会については、検証と改善を行いながらすすめます。社会状況や要望が変動しやすい現代社会において、その変化に随時対応する事務局体制づくりに努めます。
- イ) 情報発信や発表する機会が少なくなりがちな社会人等の学びについて、客観的な評価や意見を得られる発表会等の場を設定することやケーブルテレビ等の様々な媒体で紹介し、やりがいや生きがいにつなげていきます。

## 2 未来への飛躍を実現する人材の養成

### ■成果目標3 (新たな価値を創造する人材) (グローバル人材)

- ① グローバル社会にあっては、様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材養成が求められています。四万十町においても国際的な流れや、現代的、科学的な根拠をもとに広い視野を持って考え、行動できる人材の養成を目指します。
- ② 実践的な英語力を始めとする語学力の向上、海外研修の実施検討、コミュニケーション能力や主体性等を身につけさせる取組の増加を目指します。

### ■成果指標

- ① 難しいことでも失敗を恐れず挑戦している児童生徒の割合の増加。
- ② 四万十町立図書館・美術館の活用者の増加。
- ③ 重要文化的景観等の文化関連資料等の活用機会の設定。
- ④ 小中学生が外国語を使ってコミュニケーションをとる機会の設定。
- ⑤ 海外研修参加者数の増加。
- ⑥ 中学校等の英語の外部検定試験等の受検機会の設定。
- ⑦ ALT・CIR が関わる小中学校の授業等の活性化。
- ⑧ 社会人に対する異文化理解教室への参加者の増加。

### 《 5年間における具体的方策 》

#### 基本施策12 多様で本物に出会う学びの確保

##### □基本的考え方

- ① 四万十町内の人・技・物の持つ魅力を活用し、町・県・日本の良さや価値を知ることと、創造性や日本の素晴らしさを感じるような取組を研究します。

## 【主な取組】

### 1 2-1 本物と出会う機会の確保

- ア) 町内を活動拠点としながらも全国的・世界的に評価を得ている人・技に触れることにより、世界的な価値や新たな価値を創造することの大切さ、素晴らしさを知る機会とします。例えば授業や社会人の学びの講師としての活用等、その機会とのマッチングを図ります。
- イ) 全国的・世界的に価値が認められていたり、後世に残すべき価値のある物を体験活動等の中に取り入れることで、四万十町の良さを実感できる機会をつくります。

## 基本施策 1 3 拠点となる施設の整備

### □基本的考え方

- ① 新たな価値を創造するために、先人の知識や知恵、多様な文化、本物の芸術などに触れ合う場としての拠点施設を整備・拡充します。
- ② 拠点施設が、人・物・こととつながる施設だけでなく、コミュニティ形成、地域活性化の拠点となることを目指します。

## 【主な取組】

### 1 3-1 文化的施設の整備

- ア) 四万十町で暮らす子どもからお年寄りまで誰もが生き生きと活動・活躍できる創造、交流、活用の場として文化的施設を整備します。  
また、市街地の再生を促すまちづくりを考慮した文化的施設として整備します。
- イ) 四万十町の人と自然・文化を通して新しいものを作り出し、自己表現の活動を促進し、これまで気がついていなかったひとの魅力、まちの魅力に気がつき発信する役割を担っていきます。
- ウ) 図書や美術（アート）を入り口に、郷土資料や音楽、演劇といった多様な芸術・文化的要素を子どもからお年寄りまで誰もが気軽に取り入れられるよう、柔軟性と可変性を備えた町民の創造活動を支える施設を目指します。
- エ) まちのアトリエとして機能し、新しい交流や創造の場を創出しながら、世代を超えた町民同士のつながりや町外とのつながりを構築します。
- オ) 施設に集う人々が想像や交流を通して、まちのひとや自然、文化とつながり、自分らしく生き生きとした生活を過ごしていくやわらかな社会参画の場となり、人々の生活の豊かさにつながるようなプログラムを提供していきます。

### 1 3-2 四万十町立図書館・美術館のさらなる活用

- ア) 子どもが自ら情報を収集し、問題解決を図るために、読解力や情報活用能力を身につけることができる読書活動と図書資料に関する専門的機関として、良書選定や図書の並べ方、書架の配置等、総合的な環境整備を推進します。

- イ) 読み聞かせ専属職員を配置し、読み聞かせを始めとする連続講座、楽しみながら本と出合う機会としてのブックトークの実施等、子ども向けサービスを充実させます。
- ウ) 専属職員により、読み聞かせボランティアの育成講習会を実施し、ボランティアの増員とスキルアップを図ります。
- エ) 町立図書館大正分館を拠点として、広域な町の平準化を図りつつ、地域における読書活動の推進を行うため、司書補助員を配置し、大正・十和地域の図書環境整備をすすめます。併せて、学校図書館と連携し、学校図書館の整備に取り組むとともに、図書館を通じた形で授業の支援を行います。また、図書館までの距離があり来館が困難な十和地域の学校を中心として本を届ける取り組みを行います。
- オ) 生涯学習拠点として、地域密着の多様な学習機会や情報提供を行う機能を有する図書館として、美術館とともに各種講座等の開設をすすめます。
- カ) 町立美術館の美術品を拡充するとともに、定期的に美術展等を開催します。
- キ) 町立美術館の機能を核として、芸術文化団体や芸術文化活動の支援を行うとともに、連携した企画等をすすめます。

### 1 3 - 3 文化財の保存と活用

- ア) 町郷土資料館を核として、文化的な資料や民具の保管・整理を行いながら、展示・学習教材等による活用をすすめます。
- イ) 国・県・町指定の文化財や町内の後世に残すべき伝承文化や伝統文化、地域で親しまれている祭り等の保護・保存を行うとともに、町民の生涯学習だけでなく町外訪問者等に対して観光資源としての活用を検討します。
- ウ) 日頃その価値には気付きにくい、先人の農林漁業の営みによって形成・維持されてきた日々の生活に根ざした身近な景観を保護し、文化的価値付けとともに地域で護り次世代に継承します。また、重要構成要素となっている6集落の見直し調査を行い、集落を構成する家屋等の建造物の個々の状況を把握し、集落を健全に保全していくことにつなげます。
- エ) 日本一広域な文化的景観地をアピールし、交流人口の拡大を図り地域の活力を強化する取組をすすめます。そのために町民へ周知し、認識を深めてもらうとともに、地域づくりや経済活動の資源としていかす等、重要文化的景観の活用を図る具体的な取組を検討・実施します。
- オ) 四万十川流域の4市町（梶原町・津野町・中土佐町・四万十市）と連携し、重要文化的景観の保存と活用につながる取組を研究協議します。

## 基本施策 1 4 外国語教育、海外研修、双方向の国際交流の充実

### □基本的考え方

- ① グローバル化が加速する中では、主体性・積極性、コミュニケーション能力、異文化理解のスキルを身につけ、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要です。語学学習のみに終わることなく国際感覚を身につける取組も必要です。
- ② 単なる外国語に関する知識の注入ではなく、言語活動等も質量ともに充実させ、「外国語を用いて何ができるようになるか」という観点から目標を設定することが重要です。
- ③ 双方向である交流は、聞くだけでなく伝える内容も重要です。その場面も含めた必要性があるコミュニケーションを体感するには、ネイティブスピーカーとの対話・活動が不可欠です。外国の文化の中でより多くの外国語に触れる機会設定として、海外研修等の実施を検討していくことが必要です。

### 【主な取組】

#### 1 4-1 英語を核とした外国語教育の充実

- ア) 外国語活動推進事業の取組を通じて、CAN-DO リストに基づく授業研究や小中連携をすすめます。
- イ) 小学校3・4年生の外国語活動（年間35時間）では、「聞くこと」「話すこと」を中心として外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことによって、「外国語を用いたコミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成」を目指します。
- ウ) 小学校5・6年生の外国語科（年間70時間）では、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能を扱うことで、学習内容の定着を図りつつ「外国語を用いたコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成」を目指します。
- エ) 中学校では、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通して、簡単な情報や考え等を理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指します。
- オ) 英語教育に関わるALT等の配置（ALT5名、CIR1名）を継続し、実際に英語を使う体験や外国の人に直接触れる体験を増やし国際感覚を身に付けます。また、ネイティブスピーカーの発音を聞くことで、自然な表現をインプットする機会を増やします。
- カ) グローバル社会の中で協働し生き抜く英語力、コミュニケーション力を持った児童生徒の育成の一環として、中学校英語暗唱大会や4技能外部検定試験等に取り組み、日頃の英語学習の成果等を実感できる取組を支援します。

#### 1 4-2 海外研修の実施

- ア) 四万十町実施の高校生海外研修については、外国語学習への意欲と広い視野と判断力、行動力をはぐくむ機会として、効果的かつ計画的な取り組みをすすめます。

イ) 高幡中学生海外研修についても、今後も継続していくよう勤め、四万十町からの参加者についても3名以上での実施を目指します。

### 基本施策15 国際交流事業の推進

#### □基本的考え方

- ① 地域の課題と国際的な課題とをリンクして考える現代社会において、地球規模で思考し、地域で行動することが大変有効です。義務教育等を卒業し、学びから少し離れた社会人においても国際交流をいかした学びの場や事業を実施します。
- ② グローバル化が加速する中で、コミュニケーション能力、異文化理解をすすめ、様々な場面で地球規模の思考ができる社会人の育成を図ります。

#### 【主な取組】

##### 15-1 異文化理解の推進

ア) CIRを核として、社会人を対象とした英語や韓国語による異文化理解教室を実施し、コミュニケーション能力を身に付けるとともに外国の習慣・考え方等、異文化理解をすすめるきっかけとします。また、ALTの活用も検討することで、より多くの異文化に触れる機会づくりをすすめます。

イ) 子どものころから異文化に触れあうことを目的としたCIRによる保育所訪問を積極的に行います。英語での絵本の読み聞かせや異文化に触れあうことで、異文化への興味を高めます。

## 3 学びのセーフティネットの構築

### ■成果目標4 (教育費負担軽減) (学習支援・再チャレンジ) (安全・安心)

- ① 様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保できるようにします。
- ② 能力と意欲を有する全ての者が、初等中等教育で支障なく学ぶことができるようにします。
- ③ 地域間での義務教育における環境の格差や家庭の経済状況による教育格差が指摘される中、町内環境はもとより、町内と町外、郡部と都市部という環境の違いによる経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を極力改善し、教育を受ける機会均等と水準確保を図る学びのセーフティネットとしての機能・体制構築をすすめます。
- ④ 子ども・若者等が安全・安心な環境において学べるように、学校施設や防災機能強化等の教育・研究環境の整備を図るとともに、学校等における児童生徒等の安全を確保します。

## ■成果指標

- ① 家庭の経済状況や教育環境の違いが学力に与える影響の改善。
- ② 経済的理由で義務教育修了後の希望進路にすすめない者の減少。
- ③ いじめ、不登校、高校中退者の状況改善。(いじめの認知件数に占める解消しているものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合の減少など)

## 《 5年間における具体的方策 》

### 基本施策16 教育費負担の軽減に向けた経済的支援・学力保証

#### □基本的考え方

- ① 教育格差の固定化解消に向け、教育費の保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行います。

#### 【主な取組】

##### 16-1 町内高等学校在籍生徒等への支援

- ア) 町内高等学校へ通学する生徒への通学費助成、部活動や寮運営にかかる補助などを通じて保護者負担の軽減と進学環境の充実を図ります。
- イ) 県立高等学校再編計画で統合等の対象である町内高等学校2校への進学を促進し、存続に努め、義務教育卒業後の教育環境維持を図ります。  
また、四万十町営塾（高校魅力化コーディネーター等）と連携し、町内高等学校在籍生徒の実態に即した学習等の支援を行います。

##### 16-2 高等学校生・大学生への支援（奨学金）

- ア) 財政的に不安のある家庭の高校生・大学生等について、奨学金を無利子貸し付けすることにより、学習の機会を保証します。
- イ) 子どもの貧困については社会的な問題となっており、奨学金の返済の遅れや滞納もその影響を受けているところです。四万十町においても、町の活性化に繋げることができるよう、卒業後は地元へのUターンを条件とした「給付型奨学金制度」や「奨学金返還助成事業」等を検討します。

##### 16-3 厳しい環境にある児童生徒への支援（要保護及び準要保護児童生徒就学援助費）

- ア) 義務教育を受けるにあたり、経済的困難な状況が考えられる児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な経費について支援し、義務教育を受ける機会を保証します。

## 基本施策17 学習や社会生活に困難を有する者への教育支援

### □基本的考え方

- ① 教育格差の解消に向け、家庭環境等の要因により、学力定着等が困難な児童生徒の学力向上のための取組を行う学校への支援を充実します。
- ② 家庭の経済的格差による教育格差への影響や、格差の再生産・固定化が指摘されていることを踏まえ、挫折や困難を抱えた子ども・若者（例えば、若年無業者、引きこもり、高校中退者など）が自立し、再び社会に参画できるようにするため、町長部局・福祉・医療関係機関等と連携し、学習支援や体験活動の実施、学び直しの機会の提供等を行います。
- ③ 教育上の重要課題であるいじめ、不登校など児童生徒の問題行動等の状況の改善に向けて、学校のみならず家庭、関係機関が連携した取組を一層推進するため生徒指導体制及び教育相談体制を整備・充実させます。

### 【主な取組】

#### 17-1 いじめ・不登校等の解消・対応

ア) 「四万十町いじめ防止基本方針 (H30. 3改訂)」に基づき、子どもたちの関係の中で、いじめがおこらない体制を確立します。保幼小中の教職員間で子どもに関する情報を常に共有し、早期発見・早期対応により子どもの人権を守る取組をすすめます。何より「いじめは絶対に許さない」という確認を校内研修等において行うとともに、その発見・対応等の研修をすすめます。

イ) 四万十町教育支援センターを核として、不登校・引きこもり傾向となっている児童生徒への対応を行います。また町内全体の該当児童生徒に対応できる体制づくりを研究します。

#### 17-2 義務教育修了後の社会との接続機会の確保

ア) 四万十町教育支援センター等学校以外の教育機関を、義務教育修了後の自宅待機者等と社会との接続機会を得る場として活用することを研究します。

#### 17-3 新しい学習サイクルの研究

ア) 四万十町ケーブルテレビを活用した学習支援を行い、児童生徒の学力向上につなげます。子どもの家庭学習のための保護者に対する取組等、保護者支援としても活用します。児童生徒・保護者・地域・学校が連携できる手段の一つとして、教育に関する最新情報の発信に努めます。

#### 17-4 子どもの健全育成の推進

ア) 少年健全育成対策の推進のため、学校・警察等関係機関と連絡協議会や研修活動等を実施します。また、街頭補導強化や列車内での補導実施による非行の早期発見・早期対応に努め、少年非行防止を図ります。



イ) 通学路や遊泳場等の危険箇所発見と関係機関への連絡・安全確保に努めるとともに、少年に有害な影響を与える環境の排除・解消等、環境浄化活動をすすめます。

#### 1 7-5 各種関係機関・地域等との連携

ア) 四万十町子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）により、子どもたちへの虐待防止や非行防止、生活環境向上をすすめます。

イ) 「大人が変われば子どもが変わる」をスローガンに、四万十町青少年育成町民会議と連携を図り、町民とともに青少年の健全育成に努めます。

ウ) 「四万十町学校・警察連絡制度（H24. 3. 1 施行）」等により、窪川警察署とも連携し、児童生徒の健全育成につながるよう問題行動等の初期の段階から該当児童生徒に多角的な支援を行います。

エ) 子ども食堂については、健康福祉課（町長部局）を中心にしまんと町社会福祉協議会と連携を図り、月1回（夏休み期間中は月2回）開催の支援を行います。

### 基本施策 1 8 教育環境等の整備や児童生徒等の安全の確保

#### □基本的考え方

① 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難所ともなることから、学校施設の防災機能の強化、老朽化対策をすすめます。

② 主に学校管理下における児童生徒の安全を保障するとともに、児童生徒等が生涯にわたり自らの安全を確保することができる基礎的な素養を育成します。

#### 【主な取組】

#### 1 8-1 学校施設の改修及び改築

ア) 南海トラフ地震に備えて、倒壊の危険のあるブロック塀の撤去、フェンスへの改修等をすすめ、防災機能の強化を図ります。

また、インフラ長寿命化計画に基づき学校施設の個別施設計画を策定し、老朽化状況の実態を把握するとともに学校適正配置計画の観点も踏まえた計画的な施設改修等の基本的な方針を設定します。

#### 1 8-2 学校給食の安全性確保

ア) 学校給食の安全性確保のために業務体制の整備、確立、維持に努めます。給食業務の専門性を高め、安定した業務を行うため町業務と外部委託業務との連携を図ります。

イ) 自然災害等への対応を含め、給食業務における危機管理体制を充実させます。非常時における危機的状況を少しでも回避できるよう「危機管理マニュアル」「食糧備蓄」等の整備を危機管理課（町長部局）と連携して取り組みます。

### 18-3 社会教育施設等の耐震、環境改善

ア) 利用者等の安全確保や震災時の被害を最小限に抑える対策として、耐震補強を行うとともに、老朽化している施設・設備の改善による利用者の利便性向上等も検討します。

### 18-4 学校及び児童福祉施設の安全確保

ア) 通学路及び防犯等の点検をもとに、安全対策等を図ります。

イ) スクールガードリーダーと協力し、登下校時の子どもの安全を図ります。

ウ) 学校施設等の点検を定期的に行い、学校生活の安全確保のために必要な修繕等を速やかに実施します。

エ) 災害時における対応マニュアルを基に、児童生徒の生命・安全確保に万全の体制がとれるよう防災教育の充実を図ります。

## 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

■成果目標5（学習を通じたコミュニティ形成・コミュニティによる学習支援）（家庭教育支援）

① 個人の多様な学習活動を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成します。

② 学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として、位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個人の地域社会への自律的な参画を拡大します。

■成果指標

① 学校運営協議会や学校支援地域本部・開かれた学校づくり等、地域の協力・参画を得る取組の増加。

② 地域の行事に参加している児童生徒の割合の増加。

③ 地域の学習や活動に参画する高齢者の割合の増加。

④ 社会教育施設におけるボランティア（団体・人）の増加。

⑤ 学校行事等に参画・協力した地域住民の増加。

⑥ 学校の情報提供や評価の実施、社会教育施設の情報提供の実施。

⑦ 家庭学習支援の機会の増加。

⑧ 子どもの基本的な生活習慣の改善。

⑨ 地域に向けた公開講座数や学校施設等（体育館、図書館等）の開放状況の向上。

## 《 5年間における具体的方策 》

### 基本施策19 活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備

#### □基本的考え方

- ① 活力あるコミュニティが人々の学びを支えています。生きがいを持って活動する人々がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や図書館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要があります。特に少子高齢化がすすむ地域においては、孤立することで活力を失わないようにすることが重要です。
- ② 学校や教育施設等を開放するだけでなく、学校評価や教育活動の情報提供を行うことにより、教育活動そのものに地域住民等が参画・協力できるようにすることが必要です。そうすることにより、学校内では解決できない現代的な課題を乗り越えるきっかけもできると考えます。

#### 【主な取組】

##### 19-1 社会全体で子どもたちの安全・学びを支援する取組の推進

ア) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により、子どもたちの安全・学びを支援するための体制を、町内の小学校区を基本として構築します。また、このような取組を通じて地域コミュニティの形成につなげていく活動を支援します。

##### 19-2 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

ア) 文化的施設や社会教育施設を拠点に、生きがいを感じる活動のための講座等を実施することにより地域活動の支援、地域コミュニティの形成につなげていく取組をすすめます。

イ) 学校施設と社会教育施設等の開放や余裕教室の活用を促進します。とりわけ休校施設については関係各課等と連携し、その活用方法を検討します。

##### 19-3 地域とともにある学校づくりの推進

ア) 保護者や地域住民の力を学校運営にいかす学校づくりにより、子どもが抱える課題を地域の力をかりて解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図ります。このため、開かれた学校づくりや学校運営協議会・学校支援地域本部の充実や、実効性のある学校関係者評価の促進、学校裁量権限をいかした地域の実態に合った取組等をすすめます。

イ) 学校と地域・社会が連携・協働した教育活動の充実が図られるよう、連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及の取組を進めます。

## 基本施策20 豊かなつながりの中での家庭教育支援

### □基本的考え方

- ① 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものです。
- しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な状況となっています。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化します。

### 【主な取組】

#### 20-1 PTA等との連携体制の確立

- ア) PTAや町内の各種団体と連携し、地域・家庭・教育機関の個々の役割と関係を明確にさせながら、地域全体の教育力を高めます。そのためにも各学校PTAや町PTA連絡協議会、各種団体等との連携を強化します。
- イ) 地域と協働で事業を展開し「おらが地域の子」を意識させることにより、家庭と地域の子育て力の向上を図ります。
- ウ) 四万十町教育研究所による「命の学習」を通して、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる児童生徒の子育て理解学習をすすめます。

#### 20-2 保護者の学びの応援

- ア) 家庭教育の担い手である保護者の学びを応援するため、地域人材をいかし、小学校の校区など身近な場において、保護者が交流・相談できる場を設けることなどについて検討します。

#### 20-3 生活習慣づくりの推進

- ア) 「早ね 早おき 朝ごはん」等の望ましい生活習慣を幼児・児童生徒が身につけるための取組を家庭と協力してすすめます。
- イ) 生活リズムの安定により、落ち着いて学習と向き合うための環境づくりをすすめるため、保護者と自己管理ができる児童育成への普及啓発を行います。

## 第4部 四つの基本的方向に基づく今後5年間の方策

四万十町教育振興基本計画における基本施策の体系イメージ

		生涯学習（社会教育・家庭教育等）		
		学校教育		
		就学前	義務教育	
				生涯教育（高校・大学・一般）
4つの基本的方向性に基づく方策	1 社会を生き抜く力の養成	教育内容・方法	1 教育内容・方法の充実 (教材・指導方法等の改善、ICT利活用)	
			2 保幼小中高の接続 (就学前教育と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校との連携)	
			3 豊かな心と健やかな体 (人権教育・道徳教育の推進、食育・保健教育・スポーツ活動の充実、学校図書館の活用、NIEの推進、わんぱく学校等の開設)	
			4 乳幼児期の養護及び教育の充実 (就学前教育の充実、乳児教育の質の向上)	
			5 ニーズに対応した教育 (特別支援教育の推進・補充学習等への支援、子ども・家庭等への支援、情報共有・連携活動体制等の強化)	
			6 現代的・社会的課題に対応した学び (学校安全に関する学習の推進、環境教育の充実、持続発展教育への支援、生涯にわたる学びの場の構築)	
			7 ふるさと教育、キャリア教育、地域・社会への接続支援と接続へのコーディネーターの育成 (ふるさと教育の充実、キャリア教育の視点を取り入れた取組の推進、地域等で核となる人材の発掘・育成)	
	教職員・学びの質保証	8 学校経営体制強化・充実 (管理職等への支援、校務分掌の見直し、学校事務体制の強化、学校校務員の配置、不祥事の防止、働き方改革の推進)		
		9 学びの質の保証 (校内研修充実、学び続ける教員の育成、同僚性の構築)		
		10 学びの継続体制の構築・強化 (事業等検証力の強化・確実な年度間の引継)	11 学ぶ機会の保証、学びの成果の発信 (地域や社会人が学べる機会の設定、評価・発表会開催等)	
	2 未来への飛躍を実現する人材	新たな価値を創造する人材	12 多様で本物に出会う学びの確保 (本物と出会う機会の確保)	13 拠点となる施設の整備 (文化的施設の整備、図書館・美術館の活用、文化財の保存・活用)
		グローバル人材	14 外国語教育、海外研修、双方向の国際交流の充実 (外国語教育の充実、海外研修の実施)	
	15 国際交流事業の推進 (異文化理解の推進)			
3 学びのセーフティネットの構築	教育費負担軽減	16 教育費負担の軽減に向けた経済的支援・学力保証 (町内高等学校在籍生徒への支援、高校生・大学生等への支援、厳しい環境にある児童生徒への支援)		
	学習支援・再チャレンジ	17 学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 (いじめ・不登校等の解消、義務教育修了後の社会との接続機会の確保、新しい学習サイクルの研究、子どもの健全育成の推進、子ども支援ネットワークとの連携)		
	安全・安心	18 教育・研究環境等の整備や児童生徒等の安全の確保 (学校施設の改修・改築、学校給食の安全性確保、社会教育施設等の耐震化及び環境改善の推進、学校・児童福祉施設の安全確保)		
4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成	学習を通じたコミュニティ形成・コミュニティによる学習支援	19 活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備 (放課後児童クラブ・子ども教室の充実、地域コミュニティ形成の推進、地域とともにある学校づくりの推進)		
	家庭教育支援	20 豊かなつながりの中での家庭教育支援 (PTA等との連携体制確立、命の学習の実施、保護者の学び応援、生活習慣づくりの推進)		

基本的方向性 1 社会を生き抜く力の養成

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標	
			R1	R2	R3	R4	R5		
(1) 主として教育内容・方法に関する取組	1 教育内容・方法の充実	1-1 教材、指導方法、指導形態の開発や改善 児童生徒一人ひとりが学習課題に興味を持ち仲間とともに学ぶことができる取組が必要である。 義務教育9年間の発達段階に応じた指導・支援が必要である。 家庭学習の時間を生活習慣の中に位置付け、家庭学習に取り組む時間を増やすことが必要である。  それぞれの児童生徒が希望の進路を実現できるよう学習の到達度を把握し、教職員の情報共有のもときめ細かい指導・援助に努めている。	「主体的・対話的深い学び」の実現に向けた授業改善を行う。 指導方法や教材の活用、発問の工夫等、実践における活用をすすめる。 小学校間、小中学校間が連携した取組を行う。					全国学力学習状況調査において、各校の平均得点を全国平均以上にすることを旨とするとともに無解答率を減少させる。 家庭学習の時間を小学校では1時間以上、中学校では2時間以上を目標とし、高知県平均を上回ることを目指す。	
			教職員の情報共有のもと、きめ細かな指導・援助を継続する。					児童生徒の学習意欲が向上し、学習習慣が改善する。 中学校卒業後に全生徒が希望する進路にすすめることを目指す。 将来の夢や当面の目標を持っている児童生徒の割合を増加させる。	
		1-2 ICT(情報通信技術)利活用による新たな学びの推進	ICT利活用が促進されるよう、より実践的な研修を実施し、教職員のスキルアップを図る必要がある。	ICTサポーターの配置による教職員支援や、教育CIO・学校CIOによる取組をすすめる。					各学校におけるICT機器利用率が増加し、教員の授業の準備や学校事務の効率化がすすむ。
	2020年度から全面実施される小学校のプログラミング教育への準備がまだ出ていない。		プログラミング教育の充実を図るため教職員の研修を行う。					時代を超えて普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考を育成し、日常生活で活かせるような力を身に付けさせる。	
	2 保幼小中高の接続	2-1 就学前教育と小学校の連携	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10項目)の共有、保育参観を基に小学校でスタートカリキュラムの作成による接続期の充実が必要である。	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の共有と保育参観の実施により小学校のスタートカリキュラムの作成実施をすすめる。					意図的な交流活動や綿密な連絡会等を通じて、双方の教育活動の質の向上を図る。
			2-2 小学校と中学校の連携	交流行事や連絡会で教科指導や生徒指導の連携の充実が必要である。	交流行事や乗り入れ授業、引継ぎシートの活用で小中の連携を深める。				
2-3 中学校と高等学校の連携		連携型中高一貫教育に取り組んでいる大正・十和地域の中学校と四万十高校との異校種間交流(各教科等の部会、教員交流)を継続・強化することで、中長期的視野をもった教育活動をすすめている。	大正・十和地域の中学校と四万十高校との異校種間交流を継続・強化し、中長期的視野をもった教育活動をすすめる。					四万十高校で実践されている環境教育を軸とした取組を地域等に発信すること等により、四万十町の自然環境をいかした活動を活性化させる。	
	窪川地域の中学校と窪川高校との交流機会が大正・十和地域に比べて少ない状況にある。	窪川地域の中学校と窪川高校との交流機会を増やす取組を行う。					窪川地域の環境や人の営み等をおしてキャリア教育の視点等、中学校と窪川高校との連携を強化する。 中高連携の取組を地域等に発信する。		

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標	
			R1	R2	R3	R4	R5		
(1) 主として教育内容・方法に関する取組	3 豊かな心と健やかな体	3-1 人権教育の推進	学校における人権教育の指導方法等に関する研究とその成果の普及、実践事例の公開等による人権教育の取組の改善・充実が必要である。 また、教育活動の全教科・全領域等を通じた取組についても不可欠である。	学校における人権教育の取組の改善・充実を支援する。					重大事案につなげない危機感を持って、学校等でのいじめの早期発見・早期対応にチームで取り組む。 児童生徒等の自己肯定感を向上させる。 アンケート（QI等）による様々な集団における満足感を向上させる。
			四万十町人権教育研究協議会及び各支部の取組をはじめ、学校・家庭・地域の連携により社会参画意識や公共の精神など、主権者として社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成に資する取組をすすめる必要がある。	四万十町人権教育研究協議会及び各支部の取組をはじめ、学校・家庭・地域の連携による取組を支援する。					主権者として社会で自立するための基礎的な能力や態度を育成する。
			道徳教育を進めるためには、学校や学級内の人間関係を整え、道徳科の授業で学習したことが児童生徒の日常生活にいかされる必要がある。 また、家庭地域が連携した取組についても不可欠である。	道徳の授業公開を継続するとともに、家庭や地域との連携を深める取組を行う。					町内小中学校全校での道徳科の授業公開を増加させる。 家庭・地域が連携し、道徳教育を進める。 道徳科の授業で学習したことが児童生徒の日常生活にいかされる。
			心を耕す教育の柱として、高知県教育委員会が進める道徳教育と連動した取組の充実が必要である。	高知県教育委員会が進める道徳教育と連動した取組を行う。					高知県教育委員会が作成した「家庭で取り組む高知の道徳」の活用を学校・家庭で推進するとともに活用機会を増加させる。 各校が推進する内容を四万十町道徳教育推進協議会で取り上げるとともに、推進リーダーの活用機会を設ける。
		3-3 食育の充実	食育の充実には家庭との連携が重要なため、家庭での協力や学校等における取組の情報発信を積極的に行う必要がある。	栄養教諭を中核とした学校における食育の充実を図る。					家庭との連携による食育の充実を目指す。 栄養教諭を核にした各学校での食育計画の充実及び取組を増加させる。
			地産地消をととして地域の「産業」「食文化」における特長を知り、郷土について考える機会をつくる必要がある。	学校給食において地場産物を積極的に活用する取組をすすめる。 (毎月19日を「食育の日」とし、地域食材を町内統一で決め、献立に取り入れる。)					地産地消を積極的に推進する。 地域の「産業」「食文化」について知り、郷土について考える機会を増やす。
		3-4 保健教育・スポーツ活動の充実	子どもの全般的な体力の減退や、普段運動をする者しない者の格差が拡大している。 科学的な理論を取り入れた教科学習をさらに充実させる必要がある。	体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた保健教育の充実を図る。					教育活動全体を通じた保健教育を充実させる。 専門的知識を持った講師による指導等の機会を増加させる。
			学校長のリーダーシップのもと養護教諭等を中核とした保健室経営の充実及び教職員全員が保健室経営方針を理解し協力しながら、児童生徒の心身の成長を支援することが必要である。	学校長のリーダーシップのもと養護教諭を中核とした保健室経営を充実させる。					養護教諭や保健主事を中核とした保健室経営が充実し、児童生徒の心身の成長を継続的に支援することができる。 学校生活の子どもの様子や状況を学校から家庭等に発信する機会を増加させる。
			体育・保健体育や運動部活動等の学校の体育に関する活動や、スポーツクラブ等との連携による活動を通じて、町民がスポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備が必要である。	体育・保健体育や運動部活動等の学校の体育に関する活動や、スポーツクラブ等との連携を強化する。					スポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境を整備し、体力の向上につなげるとともに健康教育・健康管理を継続的に推進する。



基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標		
			R1	R2	R3	R4	R5			
(1) 主として教育内容・方法に関する取組	3 豊かな心と健やかな体	3-4 保健教育・スポーツ活動の充実	中学校部活動の指導者として専門的な知識や技能を有する人材が必要である。	中学校部活動指導員に外部人材を積極的に活用する。					専門的な指導を受けることによって生徒の競技への意識や競技力が向上する。	
			各種スポーツ団体、子ども会、スポーツ少年団等の活動を活性化することが必要である。	社会体育施設や学校施設の開放と整備を行い利便性の向上を図る。					スポーツ人口が拡大し、スポーツの振興、健康増進につながる。	
			交流人口の拡大を図るために全国発信スポーツ大会（四万十川桜マラソン・四万十川ウルトラマラソン等）を毎年開催している。	全国発信スポーツ大会（四万十川桜マラソン・四万十川ウルトラマラソン等）を継続開催する。					全国発信スポーツ大会（四万十川桜マラソン・四万十川ウルトラマラソン等）を継続開催し、交流人口の拡大を図る。	
		3-5 学校教育の時期に文化に触れる環境の整備、体験できる機会の提供	小中学校の各教科・領域等の学習活動で学校図書館がさらに活用されるよう環境整備を行う必要がある。	学校図書館の計画的な蔵書整備など、環境整備をすすめるとともに学校図書館と町立図書館との連携・強化を図る。 学校図書館支援員の配置に努める。					学校図書館の蔵書を計画的に拡充するとともに町立図書館との連携による読書活動の充実につながる。 学校図書館支援員を拠点校に継続配置することにより、学校図書館活動を支援し、学校図書館の更なる活用につなげる。	
			生活環境の変化にともない「活字離れ」「読書離れ」が懸念される。	全校一斉読書の取組や、新聞を活用した教育（NIE）の推進に学校図書館機能を活用するよう努める。					学校図書館機能を活用した全校一斉読書の取組や、新聞を活用した教育の推進により、読書習慣の定着につなげる。	
			感性豊かな子どもを育成する取組が必要である。	児童芸術鑑賞事業などを継続的に開催する。					児童芸術鑑賞事業などを継続的に開催し、感性豊かな子どもを育成する。	
	4 乳幼児期の養護及び教育の充実	4-1 就学前教育の充実	幼児教育・保育・子育て支援の質・量を確保するとともに、仕事と子育ての両立を支援するため、保育・教育を一体的に捉えた取組が必要である。	保育所や認定こども園で具体的な指導法の検討を行い、実践する。					保育所保育指針、幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・認定こども園等で実践すべき具体的な指導方法を明確にする。	
			4-2 幼児教育の質の向上	教職員等の資質向上のため、保育所、認定こども園の研修受講促進や、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有者の増加が必要である。	研修受講を促進するとともに保育士資格と幼稚園教諭免許の併有者の増加に努める。					保育士、幼稚園教諭の人員を確保するとともに資質向上に努め、安定した保育と幼児教育を行う。
				保育所・認定こども園・小学校との交流活動や連絡会等を通じて、「保幼小の接続期カリキュラム」を構築し、連携の充実に努める必要がある。	町としての「保幼小接続期カリキュラム」を構築するとともに、各小学校区ごとに充実した交流活動や連絡会等を継続的に実施する。					「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目」と「就学時引き継ぎシート」の積極的活用と、「スタートカリキュラム」を含む「保幼小接続期カリキュラム」を構築するとともに、小学校区ごとの交流活動や連絡会等を充実させる。

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標	
			R1	R2	R3	R4	R5		
(1) 主として教育内容・方法に関する取組	5 ニーズに対応した教育	5-1 特別支援教育の推進・補充学習等への支援	就学等教育支援委員会等の意見を参考に、適正就学の確立やその支援、可能な範囲の環境整備をすすめている。	就学等教育支援委員会等の意見を参考に、適正就学の確立やその支援、可能な範囲の環境整備を行う。					支援を要する児童生徒に対して必要な環境整備などの支援を行い、適正就学を確立する。
			特別支援教育支援員を配置し、おもに通常学級に在籍する支援を要する児童生徒を支援している。	必要性に応じ特別支援教育支援員や放課後等学習等支援員を配置する。特別支援教育支援員の資質向上に向けた研修を実施する。					支援を要する児童生徒に対して特別支援教育支援員を確実に配置し、義務教育終了後の進路や自立につながる適切な支援を行う。 放課後等学習支援員を配置し、基礎学習の定着や家庭学習習慣を確立する。
			放課後等学習支援員を配置し、授業運営への参画や補充学習を支援している。	養護教諭や特別支援教育学校コーディネーターの活動の重要性を教育関係者全員が意識できる取組を行う。					養護教諭や特別支援教育学校コーディネーターの活動の重要性を教育関係者全員が意識する。 子どもたちの状況や特性に応じた様々なケアが柔軟に行える体制を整備する。
			子どもたちの状況や特性に応じた様々なケアが柔軟に行える体制を整えることが必要である。	個別の指導計画及び個別の教育支援計画により、指導方法や指導体制を工夫改善しながら、特別支援学級等の児童生徒に対する支援が必要である。					特別支援学級等の児童生徒に対する「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成率を増加させる。 支援引継ぎシートの作成と活用を図る。
		5-2 支援を要する子ども・家庭等への支援	教育相談員等の配置により、子どもや保護者、教職員、地域の方々の教育に関する相談に対応している。	継続して教育相談員等を配置する。					継続して教育相談員等を配置し、子どもや保護者、教職員、地域の方々の教育に関する相談に対応する。
			教育支援センターで、不登校・引きこもり傾向となっている児童生徒等への支援を行っている。	教育支援センターの効果的運用を研究・実践し、不登校・引きこもり傾向となっている児童生徒等への支援体制を整備する。					3地区での教育支援センターの活動の体制を確立（3地区へ指導員リーダーを配置等）し、不登校等の児童生徒等への効果的支援の安定と機会の増加を図る。 地区拠点確立し、相談窓口を周知徹底する。
			義務教育修了後の引きこもり傾向等にある未成年者に対して、進路決定や将来必要なスキルを身につけるための支援が必要である。	教育支援センターの活用など、義務教育修了後からおおむね19歳以下の引きこもり傾向等にある未成年者に対して、支援方法や支援体制を研究する。					義務教育修了後の引きこもり傾向等の未成年者の把握や進路確定への相談活動や支援の増加を図る。 教育支援センター機能向上のための町外研修への指導員の参加率を向上させる。
			スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、各学校と関係機関等との情報共有を図るとともに、連携活動体制のコーディネートが必要である。	継続してSSWを配置し、連携活動体制のコーディネートを強化する。					SSWを複数配置し、担当地区（学校・関係機関）を拠点とした活動体制を確立し、連携活動を行う。 窪川と大正・十和の2活動拠点体制をSSW、教育相談員により確立し、常時相談窓口を開設する。
		5-3 各関係機関との情報共有・連携活動体制等の強化	四万十町子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）において、健康福祉課や関係機関等との情報共有や連携活動が必要である。	四万十町子ども支援ネットワークにより、健康福祉課や関係機関等との情報共有や連携活動を継続する。					町内関係機関での情報共有や連携活動を継続することにより、支援や保護を必要とする児童生徒の安全の確保等を行う。 支援ケースの緊急度・重要度等を見極めることで後手にならない支援を実施する。

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標	
			R1	R2	R3	R4	R5		
(1) 主として教育内容・方法に関する取組	5 ニーズに対応した教育	5-3 各関係機関との情報共有・連携活動体制等の強化  高い専門性を持ったチーム学校の一員としてスクールカウンセラー（SC）を全校配置し、いじめ、貧困、不登校児童生徒の早期発見・早期対応を行う必要がある。  児童の実態や特性に合ったより良い支援ができるよう医療機関等と連携する必要がある。	SCの訪問を活用して、学校の課題の解決を図る。					学校の課題やニーズを把握し、学校特別支援コーディネーターと情報を共有・連携しながら、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・早期対応を行う。 また、貧困家庭等への支援等高い専門性を生かしてチーム学校の一員として対応する。	
			SSWを活用し、医療機関とつなげる。					SSWのコーディネートのもと医療機関と連携し、児童生徒の特性に応じた的確でより具体的な助言指導を得ながら、学校や家庭を支援する。	
	6 現代的・社会的課題に対応した学び	6-1 学校安全に関する学習の推進	生活安全・交通安全・災害安全について、自らを守り抜く「主体的に行動する態度」を育成することが必要である。  全ての危機的状況に対して適切に対処するべくマニュアル等の見直しを適宜行う必要がある。  南海トラフ地震に備え「海岸部」「台地部」「山間部」など学校・地域の立地条件に応じた防災・減災学習をすすめることが必要である。  想定外の状況にも適切に対処するべくマニュアル等の見直しを適宜行う必要がある。	生活安全・交通安全・災害安全の3つの領域を通じた教育内容の充実や教育手法の改善・普及を図る。					関係機関等と連携し、点検等を行い危険箇所等についてはできる限り早急に対応することにより、安全を確保する。  防災教育により自らを守る知識を習得させる。
				学校・地域の立地条件に応じた防災・減災学習をすすめる。  先進的取組をしている学校を拠点として、教育内容の研究や改善に努める。					地域の表情に応じた防災教育を実施し、災害時に自らを守る知識を習得させる。
		6-2 環境教育の充実	「四十町環境基本条例」に基づき、特色ある環境教育をすすめる学校を支援し、学校や地域等で環境行動の実践につなげることが必要である。  環境への意識を高めるために家庭への波及・浸透を図る必要がある。	「四十町環境基本条例」に基づき、環境教育をすすめる学校を支援する。					学校や地域等の様々な場において、自主的な環境行動を実践する。
				ユネスコスクール指定校や防災・減災教育先進校等を核に持続発展教育（ESD）の取組を支援する。					ユネスコスクール指定校や防災・減災教育先進校等を核に持続発展教育の取組を支援することにより、体系的な思考力、代替案の思考力、データや情報の分析能力、コミュニケーション能力を育み、リーダーシップの向上につなげる。
		6-3 持続発展可能な教育への支援	体系的な思考力（多面的かつ総合的な物の見方や、問題や現象の背景の理解を含めての思考等）、代替案の思考力（何が問題なのかを浮かび上げ、その上で代替案も示しながら問題を解決する思考等）、データや情報の分析能力、コミュニケーション能力を育み、リーダーシップの向上を目指した取組の研究を支援することが必要である。	ユネスコスクール指定校や防災・減災教育先進校等を核に持続発展教育（ESD）の取組を支援する。					ユネスコスクール指定校や防災・減災教育先進校等を核に持続発展教育の取組を支援することにより、新たな見聞を広める。仲間との出会い・交流の輪を広げ、高齢者の生きがいづくりを進め、経験・知識等を活かした取り組みにつなげる。
				個人のスキルアップ、人をつなぐネットワークづくりに貢献できる生涯にわたる学びの場の設定について、社会教育のシルバー大学事業等の内容を検証し、現在のニーズに合った取組として再構築する。					講演会、研修会を実施することにより、新たな見聞を広める。仲間との出会い・交流の輪を広げ、高齢者の生きがいづくりを進め、経験・知識等を活かした取り組みにつなげる。
	6-4 生涯にわたる学びの場の構築	高齢社会を生きる一人ひとりが、ともに地域社会を支える一員として充実した人生を過ごせる社会づくりが求められている。	個人のスキルアップ、人をつなぐネットワークづくりに貢献できる生涯にわたる学びの場の設定について、社会教育のシルバー大学事業等の内容を検証し、現在のニーズに合った取組として再構築する。					講演会、研修会を実施することにより、新たな見聞を広める。仲間との出会い・交流の輪を広げ、高齢者の生きがいづくりを進め、経験・知識等を活かした取り組みにつなげる。	

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標		
			R1	R2	R3	R4	R5			
(1) 主として教育内容・方法に関する取組	6 現代的・社会的課題に対応した学び	6-4 生涯にわたる学びの場の構築	20代から40代までは子育て、中高年世代は職場においての責任も増大し多忙な場合も多く、高齢期に向けた準備の学習や地域活動に関する学習まで関心を向けることに課題がある。  参加・体験型の手法や講座1コマで1つのテーマを要領よく学べる形態で、興味・関心ももてる学びの場が必要である。  学校単位で行っている「学校支援地域本部事業」「開かれた学校づくり」「土曜日学校」等の地域との交流活動や、生涯にわたる生きがいつくりを支援している社会福祉協議会等の外部関係機関と連携した全世代が交流できる学び合う場づくりを支援している。						時間的余裕のない若〜中高年世代への研修機会を企画する。  研修内容・方法の工夫と検討も行う。	
		7 ふるさと教育、キャリア教育、地域・社会への接続支援と接続へのコーディネーターの育成	7-1 ふるさと教育の充実	本町に残る豊かな自然、文化等の貴重な学習素材を活用し、地域の活動の核となる人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに生涯にわたって、ふるさとを支える人づくりを推進することが必要である。						ふるさとへの愛着や誇りの醸成を図り地域に貢献しようとする意欲の喚起を図り地域を支える次世代の育成につなげる。
	7-2 キャリア教育の視点を取り入れた取組の推進	教育活動の質を高め、学力向上、基本的生活習慣の確立、社会性の育成という内容を充実させる計画的な取組が必要である。							全教員がキャリア教育の視点を持つてのぞめるような体制やPDCAサイクルの確立する。  教育活動の質を高めるとともに各教科に関連させた教育や職業体験等、実践的教育にも取り組む。	
	7-3 地域等で核となる人材の発掘・育成	地域の活動の核となる人材を児童生徒の体験活動、成人式実行委員会での企画・運営、青年団活動や地域文化の継承等、社会教育関連行事で支援をすることが必要である。							児童生徒の体験活動、成人式実行委員会での企画・運営、青年団活動等や地域活動等を通じて、地域の活動の核となる人材を育成する。	
	8 学校経営体制強化・充実	8-1 管理職等への支援	所属教職員が持つ力を発揮できる職場環境づくりや校務分掌を行うためには、組織の方向性・ビジョンを明確にする学校長のリーダーシップが必要不可欠である。							中長期的な学校経営ビジョンの明確な提示等、管理職として学校長のリーダーシップが発揮される。
			学校のビジョンを教職員全員に対して説明し、合意形成を図るスキルが必要である。 また、学校の状況に柔軟に対応するため、様々な意見を聴く機会の設定も必要である。							学校経営力強化につながる研修が実施される。  自己目標シート記載内容の達成度が向上する。  管理職ヒアリングにおけるリーダーシップ発揮度が向上する。
(2) 主として教職員・学びの質保証に関する取組	8-2 校務分掌の見直し	前年度までの慣習や、単なる割り当てとしての校務分掌とならないよう教職員の適性を考慮して校務分掌する学校風土をつくる必要がある。							校務分掌について、適材適所となる意見交換・面談の機会が確保され、運営上の課題に対するサポート体制が充実し、良好に運営される。	
		8-3 学校事務体制の強化	教職員が教授活動に専念できる学校経営の充実のために、教務部門と事務部門の体制の充実が必要である。						校内事務処理が全教職員の共通理解により適正かつ円滑に処理できることを目指す。	

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標	
			R1	R2	R3	R4	R5		
(2) 主として教職員・学びの質保証に関する取組	8 学校経営体制強化・充実	8-3 学校事務体制の強化	学校事務支援室を中心として、学校事務職員による教員の支援機能の強化、学校事務職員の1人職場や未配置校の課題解消、複数の者のチェックによる正確かつ安定した学校事務活動を担保し、学校事務経験年数が少ない者へのOJT等、人材育成ができる体制の充実を図る。 また、学校適正配置計画により発生する統合事務に対応できる体制の整備が必要である。	学校事務支援室の機能強化のため、先進地での取組や県内の他学校事務支援室との情報交換等を通じて、学校事務支援室機能の強化・充実を図る。					学校における事務の中心的役割を担う事務職員の資質向上、学校事務支援室の強化・充実を目指す。
			学校事務職員の学校経営への参画には、子どもや教職員の様子や実態を把握することが必要なため、活動拠点となる職場を一定固定化することが必要である。	学校事務職員の専門性をいかすことにより、学校長の学校経営がより強化できることを啓発する。					学校事務に関する校内研修等の実施により、教職員の学校事務に関する知識・定着・理解の向上を目指す。 学校事務の手引き・ホームページが効率よく運用される。
		8-4 学校校務員の配置	学校運営上、必要となる周辺整備等の活動を行う学校校務員の配置及び1人職場の課題を解消するための研修等が必要である。	学校校務員を配置するとともに、1人職場の課題を解消するための研修等を実施する。					学校校務員の配置により、周辺整備等の活動を行い、学校運営を効率的に行う。  研修等を実施し、1人職場の課題を解消する。
		8-5 不祥事の防止	不祥事を防止するために管理職による年間を通じた指導と徹底が必要である。	管理職対象とした研修を毎年度前半に実施する。					管理職の継続的な指導と徹底により、不祥事を防止する。
			不祥事を防止するために各学校等で年間を通じた共通認識及び全体確認が必要である。	各学校等で年間を通して不祥事防止のための確認を継続的に職員会でを行う。					学校全体で共通認識のもと不祥事を防止する。
		8-6 働き方改革の推進	勤務時間等が把握できていないため、業務の削減や効率化の取組ができていない。  中学校部活動に関わる時間が長くなると、教職員の負担になる。  教職員のストレスの把握を行っているが高ストレス群の判定者に対して産業医の面談希望が少ない。	高知県が構築した「校務支援システム」を導入する。					教職員の勤務実態を把握・分析し、業務の削減や効率化をすすめる。
	中学校部活動への職員の関わり方を検討する。					教職員の負担軽減を図るため、四万十町運動部活動ガイドライン等を確実に履行する。			
	教職員のストレスの把握を行い、高ストレス群判定者への面談を促す。					過度なストレスによる休職・離職を防ぎ、心身共に健全な状態で勤務できるようにする。			
	9 学びの質の保証	9-1 校内研修の充実	教職員一人ひとりが各校それぞれの子どもの実態に即した教育を実践するための研究体制の確立及び校内研修の活性化を図るための支援を行っている。	校内研究支援事業の継続実施等により、教員相互で課題を協議することができるよう「定期的な外部講師招へい」「先進校視察」「授業公開」等を推進・支援する。					学校で公開する授業や授業等の事後研究を増加させることなどにより、教職員一人ひとりが各校それぞれの子どもの実態に即した教育を実践する。
			研究主任を中心として、各校の授業改善及び学力向上にむけての情報共有をさらに図ることが必要である。	校内研究支援事業の継続実施等により、校内の研究・研修や学校の教育理念に基づく実践を全員で協働して行えるよう支援する。					研究主任を中心として、研修した成果を学校の教育活動に積極的に反映させる。

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標		
			R1	R2	R3	R4	R5			
(2) 主として教職員・学びの質保証に関する取組	9 学びの質の保証	9-2 学び続ける教員の育成	過去の経験のみにしぼられることなく、常に教室の事実に基づき、児童生徒の実態を協議できる教育環境づくりをすすめている。	学校全体で、児童生徒の実態を協議できる教育環境づくりを継続的に支援する。					学校全体で、児童生徒の実態に対応した指導等が行える教育環境をつくる。	
			教員一人ひとりがプライドを持ち、専門的知識と実践的指導力を学び続ける意識を持てるよう支援している。	校内研究支援事業の継続実施や研修の企画等により、専門的知識と実践的指導力を学び続けることができるよう支援する。					専門的知識と実践的指導力の習得により、児童生徒の学力の向上につなげる。	
		9-3 同僚性の構築	教職員が自らの知識やスキルをお互いに学び、共有しあうことで、学校として有効な教育活動を推進する必要がある。	学び続ける教員を育て、実践と結び付いた校内研究・研修を活性化させる基盤として各学校の同僚性構築を推奨・支援する。					各学校の同僚性を構築し、学び続ける教員を育て、実践と結び付いた校内研究・研修を活性化させる。	
			同僚性を構築し、学校組織の活性化や教職員の抱えるストレスや多忙感を軽減する必要がある。	教職員が学校の明確なビジョンと組織の目的について、共通の理解を持って積極的に学校経営に参画できるよう支援する。					学校の経営方針・研究方針等の情報共有が校内研修において教職員全員で確認され、校務分掌にそったリーダーのもと、教職員全体で取り組まれる体制を確立する。	
			教職員の職場では、年齢構成に偏りがある場合が多く、OJT（職場内研修）が有効に機能しづらいこともある。そのため学校長のリーダーシップのもと、学校のビジョンを共有化し実現のための研修をする必要がある。	定期的な校内研修会だけでなく、日々の業務を通してスキルアップしていくOJTが行える体制を確立するため、教育改革を推進できるよう支援する。					取組計画・実施と同僚性の構築の相乗効果により、公的な場で教職員一人ひとりの意見が出せる職場を確立する。	
			学校改善は、教育行政から学校マネジメント、そして各学校内のリーダーシップへとより児童生徒に近いレベルへ焦点が移行している。						教育改革を推進し、日々の業務を通してスキルアップしていくOJTが行える体制を確立する。	
	10 学びの継続体制の構築・強化	10-1 事業等検証力の強化	各学校の実態に応じた評価項目により、学校評価・学校関係者評価を実施し、事業等の検証を可視化することにより課題点をあきらかにし、改善点を具体化することが必要である。	学校評価・学校関係者評価を適正に実施する。					学校評価・学校関係者評価の改善と活用場面を増加させ、学びの継続体制を構築・強化する。	
			10-2 確実な年度間の引継	子どもの学びに関する理念や取組、校務分掌による各担当業務や学校行事等の状況を把握している教職員の情報や文章化したデータを活用し確実に年度間の引継をすすめる。					子どもの学びに関する理念や取組、校務分掌による各担当業務や学校行事等の状況を把握している教職員の情報や文章化したデータを活用し確実に年度間の引継を行う。	
		11 学び機会の保証、学びの成果の発信	11-1 地域や社会人が学べる機会の設定	学校卒業後も年齢に応じた学びができるよう機会の設定に努めている。また、広域な四十町内において地域間格差ができないよう留意している。	文化講座やシルバー大学、人権学習など様々な講座や研修会による学習の機会を設定する。					「生涯学習の町づくり」をめざして、町民の学習ニーズに応じた学習機会や情報を提供し、子どもから高齢者まで全ての町民が「自らが自己を高めよう」とする学習意欲を助長する施策を実施する。
				地域の人々が学ぶ機会を設定することで、学びを提供する人の生きがいや地域の活力向上につなげている。	地域の人々が学ぶ機会を設定するとともに学びの質を保証するために学びの目的・内容等を検討する。					自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識を向上させる。



基本的方向性 2 未来への飛躍を実現する人材の養成

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標	
			R1	R2	R3	R4	R5		
1.2 多様で本物に出会う学びの確保	1.2-1 本物と出会う機会の確保	全国的・世界的に評価を得ている人・技に触れることにより、世界的な価値や新たな価値を創造することの大切さ、素晴らしいさを知る機会が必要である。	授業や社会人の学びの講師として全国的・世界的に評価を得ている人を活用できるようその機会とのマッチングを図る。					世界的な価値や新たな価値を創造することの大切さ、素晴らしいさを知ることにより、難しいことでも失敗を恐れず挑戦している児童生徒が増加する。	
		全国的・世界的に価値が認められたり、後世に残すべき価値のある物を体験活動等の中に取り入れるなど、四万十町の良さを実感できる機会づくりが必要である。	四万十町の良さを実感できる体験活動などの機会をつくる。					町内の自然・人・施設を活用した体験活動を新たに企画するなど、本物と出会う機会を増加させる。	
1.3 拠点となる施設の整備	1.3-1 文化的施設の整備	四万十町立図書館・美術館はスペース等の施設としての課題や専門的な職員の配置や図書館サービスの町内の標準化等の運営面の課題等、様々な課題があり、新たな施設整備とサービス面の充実が急務となっている。	文化的施設検討委員会を組織し整備に向け、R30に基本構想を作成、R31は基本計画、R2はサービス計画および設計業務、R3着工、R4開館を目指す。					四万十町で暮らす子どもからお年寄りまで誰もが文化的施設とつながり、生き生きと活動・活躍できる創造、交流、活用の場として整備する。 また、市街地の再生を促すまちづくりを考慮した文化的施設として整備する。	
		自己表現や創造の場としての活用やそれらを発信することで町民の方が繁がる取り組みが必要である。	地域資料を活用するなど「町民がつながり・発信していく取り組み」を促す機会をつくる。					四万十町の人と自然・文化を通して新しいものを作り出し、自己表現の活動を促進し、これまで気がついていなかったひとの魅力、まちの魅力に気がつき発信する。 また、地域に眠っている郷土資料を活用し、資料と人々がつながる取り組みを積極的に行う。	
		多様な芸術文化に誰でもがふれあい創造活動を支えることのできる施設が必要である。	基本計画・サービス計画において創造活動の支えとなるためのアクションプランを検討する。					図書や美術（アート）を入り口に、郷土資料や音楽、演劇といった多様な芸術・文化的要素を子どもからお年寄りまで誰もが気軽に取り入れられるよう、柔軟性と可変性を備えた町民の創造活動を支える施設を目指す。	
		アトリエ機能を有した施設で世代を超えて創造し交流できる施設が必要である。	施設整備検討において、アトリエ機能のある交流できる施設整備に関しての内容を検討する。					まちのアトリエとして機能し、新しい交流や創造の場を創出しながら、世代を超えた町民同士のつながりや町外とのつながりをつくる。	
		町民の方が生活の豊かさを感じ社会参画できるプログラムの提供が必要である。	文化的施設サービス計画において社会参画可能なプログラムの開発・実践を検討する。					やわらかな社会参画の場となり、人々の生活の豊かさにつながるようなプログラムを提供する。	
		1.3-2 四万十町立図書館・美術館のさらなる活用	子ども自らが読解力や情報活用能力を身につけることのできる読書活動と図書資料に関する専門的機関として、四万十町立図書館を位置付けている。	良書選定や図書の並べ方、書架の配置等、総合的な環境整備を推進する。					全ての来館者にとって利用しやすい図書館となり、活用者の増加につなげるとともに専門的な資料等を整備することにより、地域の図書館としての役割を担う。
			読書活動を推進するためには、読み聞かせを始めとする連続講座、楽しみながら本と出会う機会としてのブックトークの実施等有効と思われる取組が必要である。	読み聞かせ専属職員を配置し、読み聞かせを始めとする連続講座、楽しみながら本と出会う機会としてのブックトークの実施等、子ども向けサービスを充実させる。					子どもたちが聞く力と言葉からイメージする力を身につけ、また本に対する興味を持つきっかけを作る。 本の世界の楽しさと肉声の温かさを感じられる読み手と聞き手の交流を情機豊かな子どもの育成につなげる。



基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標
			R1	R2	R3	R4	R5	
13 拠点となる施設の整備	13-2 四万十町立図書館・美術館のさらなる活用	毎月第2土曜日に読み聞かせボランティアを対象に講師の先生を招き講習会を開催している。参加者の固定化が課題である。	専属職員により、読み聞かせボランティアの育成講習会を実施し、ボランティアの増員とスキルアップを図る。					読み聞かせボランティアの不足している地域を中心に募集等を行い、町全体で現在の89名から100名に増員する。 読み聞かせボランティアの技術を上させる。
		地域における読書活動推進と平準化のため、大正・十和地区の図書環境整備が必要である。 図書館まで距離があり来館が困難な地域の学校の児童・生徒に本を届ける取組が必要である。	司書補助員及び臨時職員を配置し、町立図書館大正分館の活動を推進する。					町立図書館大正分館を拠点として、大正・十和地域についても図書環境整備する。 学校図書館とも連携をとりながら、図書館まで距離があり来館が困難な地域の学校の児童・生徒に本を届ける取組を行う。
		生涯学習拠点として、地域密着の多様な学習機会や情報提供を行う機能を有する図書館として、併設する美術館とともに各種講座等の活動を行うことが必要である。	図書館と美術館が連携し各種講座等を開設する。					子どもたちと本をつなぐために、ブックトークや絵本づくりなどの各種講座を実施する。 また、併設する美術館を生かす取組みとして、写生会を開催するなど、子どもたちに芸術文化とも触れ合う機会を設定する。
		毎年予算化を行い、美術品の充実に取り組んでいる。 町立美術館収蔵作品展数728点。(H31.3.31現在)	町立美術館の美術品を拡充するとともに、定期的に美術展等を開催する。					四万十町立美術館の来館者を増加させる。 また、四万十町民の芸術文化に対する意識を上させる。
		町文化協会の取組みにより、高南台地総合美術展覧会や各種文化展を実施している。	町立美術館の機能を核として、芸術文化団体や芸術文化活動の支援を行うとともに、関係機関等と連携した企画等をすすめる。					美術館運営審議会や文化協会と連携し、町文化活動の推進を図るとともに中・高校生に呼びかけて若い世代にも芸術文化へ興味を持ってもらえるよう取組を行う。
		町郷土資料館等を活用しながら、窪川・大正・十和の各地区にある民具等歴史的・文化民俗資料を適正に保存・管理する必要がある。	町郷土資料館を核として、拠点となる施設を活用した取り組みを継続する。 また、文化的な資料や民具の保管・整理を行いながら、展示・学習教材等による活用をすすめる。					郷土資料館の来訪者を増加させるとともに文化民俗資料に直に触れ合う機会をより多く提供することにより、町民の郷土歴史に対する意識を上させる。
	13-3 文化財の保存と活用	国・県・町指定の文化財や町内の後世に残すべき伝承文化や伝統文化、地域で親しまれている祭り等の保護・活用を行う必要がある。また、町民の生涯学習だけでなく、町外訪問者等に対して観光資源としての活用について検討が必要である。	町内文化財や町外からの訪問者等の増加や地域の活性化につながる既存の文化財等や地域の伝統文化・祭り等を観光資源として活用する取組等を検討する。					「民具等保存活用プロジェクトチーム」や「文化財保護審議会」等で既存の文化財の生涯を通じた学習への活用や、伝承文化や伝統文化、地域の祭りなどの観光資源としての活用を検討し、交流人口の拡大等による地域活性化につながる施策等を実施する。
		日頃その価値には気づきにくい、先人の農林漁業の営みによって形成・維持されてきた日々の生活に根ざした身近な景観を保護し、文化的価値付けを行うとともに地域で誇り、次世代に継承していくことが必要である。	重要構成要素となっている6集落の見直し調査を行い、集落を構成する家屋等の建造物の個々の状況を把握し、文化的景観整備計画に基づき、保存と活用を図る。					文化的景観の価値を町全体で共有し、行政を含めた各関係機関及び地域住民と連携していくことで、地域の文化継承や活力向上を図る。
		日本一広域な文化的景観地をアピールし、交流人口の拡大を図り、地域の活力を強化する取組が必要である。	日本一広域な文化的景観地をアピールし、交流人口の拡大を図り、地域の活力を強化する取組として、重要文化的景観の活用を図る具体的な取組を実施する。					重要文化的景観の概念や価値が広く認識され関心が高まる取組を行うことにより、町民の地域への愛着や誇り等の主体意識の向上を図る。
		町内の重要文化的景観について町民へ周知し、認識を深めてもらうことが必要である。						
		四万十川流域の4市町(梶原町・津野町・中土佐町・四万十市)と連携し、重要文化的景観の保存と活用につながる取組を行うとともに、次世代の考えも積極的に取り入れることが必要である。	四万十川流域の4市町と連携し、重要文化的景観の保存と活用につながる取組を協議する。					流域5市町で統一した周知サイン板設置やパンフレット作成等の事業を実施していくことにより、四万十川流域全体で重要文化的景観の価値等を高める。

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標	
			R1	R2	R3	R4	R5		
14 外国語教育、海外研修、 双方向の国際交流の充実	14-1 英語を核とした外国語教育の充実	小学校外国語活動推進事業の取組を通じて、CAN-DOリストに基づく授業研究や小中連携をすすめる必要がある。	小中学校の外国語活動や外国語科における体制整備や授業改善研究及び小中連携をすすめる。					CAN-DOリストを基に、コミュニケーション力を高める授業づくりを行う。  中学校区で授業を見合ったりして、小中の連携を行う。	
		小学校3・4年生における外国語活動では、「聞くこと」「話すこと」を中心として、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ必要がある。	聞くこと・話すことの活動を通して、英語に慣れ親しみ、コミュニケーション力の素地を育成する。					コミュニケーションを図るための手段として楽しく言語活動を行うことで、外国語に慣れ親しむ。	
		小学校5・6年生における外国語科では、音声で十分慣れ親しんだ語彙や表現を読んだり書いたりして、自分の気持ちを伝え合うことができる基礎的な力を養う必要がある。	4技能を扱うことで、学習内容の定着を図りつつ、英語によるコミュニケーション力の基礎を育成する。					なじみのある定型表現を使い、自分の好きな物や、家族、生活などについて、友だちと簡単な受け答えをしたり。英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする資質・能力を育成する。	
		中学校の外国語科では、英語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、4技能の言語活動を通して、簡単な情報や考え等を理解したり表現したり伝え合ったりする能力を養う必要がある。	積極的な英語でのコミュニケーションを図ることで、実用的な内容に踏み込んだ表現力や伝え合う能力を伸ばす。					英語を使ってコミュニケーションをとる機会を設定し、理解や簡単な情報交換、表現できる実用的な4技能の養成につなげる。	
		英語教育に関わるALT等を継続配置し、ネイティブスピーカーとの交流機会を確保することが必要である。	英語教育に関わるALT等（ALT5名、CIR1名）を継続して配置する。					ALT・CIRを活用した授業を増加させる。  ALT・CIRの学校行事等への参加機会を増加させる。	
		グローバル社会の中で協働して生き抜く英語力、コミュニケーション力を持った児童生徒の育成が必要である。	英語暗唱大会、英語4技能検定試験に取り組む。					英語の4技能検定試験等の受検者や海外留学等参加者を増加させる。	
	14-2 海外研修の実施	異文化への理解や興味を高める取り組みが必要である。	高橋地域等の海外研修機会を活用し、中学生の国際理解や外国語への興味を高める。					海外研修への参加者を増やすことにより、異文化への興味を高め、英語の学習意欲向上につなげる。	
		中学生海外研修については、必要性・有効性はあるが、実施体制や財政面において克服しなければならない課題がある。	今後も継続して実施することを検討する。					高崎中学生海外研修について、四万十町からの参加枠3名に新たに2名を加えた体制での実施を目指す。	
	15 国際交流事業の推進	15-1 異文化理解の推進	CIRによる、社会人を対象とした英語や韓国語による異文化理解教室を実施し、コミュニケーション能力を身につけたり、外国の習慣・考え等、異文化理解をすすめるきっかけとしている。	CIRを核として、社会人を対象とした英語や韓国語による異文化理解教室を実施するとともに、より多くの異文化に触れる機会づくりとしてALTの活用も検討する。					社会人を対象とした異文化理解教室への参加者を増加させる。  子どもを連れて参加できる異文化理解教室を実施する。  参加者からの希望を取り入れ、日常会話を重点的に実施し、コミュニケーション能力の向上を図る。
			子どものころから異文化に触れあうことを目的としたCIRによる保育所訪問を積極的に行う必要がある。	CIRによる保育所訪問を継続して実施する。  英語教育以外に関わるCIR配置については、その活用も含めて検討する。					英語での絵本の読み聞かせや異文化に触れあうことで、異文化への興味を高める。

基本的方向性 3 学びのセーフティネットの構築

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標	
			R1	R2	R3	R4	R5		
1.6 教育費負担の軽減に向けた経済的支援・学力保証	1.6-1 町内高等学校在籍生徒への支援	四万十町内の高等学校へ通学する生徒の保護者負担を軽減する財政的支援策として通学費助成金交付事業(通学費の2分の1を助成)を実施している。	継続して通学費助成金事業を実施する。					四万十町内の高等学校へ通学する生徒の保護者負担を軽減し、町内の高等学校への進学促進につなげる。	
		町内の高等学校への進学を促進し、高等学校2校を存続させるため四万十町の教育環境維持を図ることが必要である。	中高一貫教育強化や中高連携教育充実を検討する。					四万十町の義務教育修了後の教育環境を維持する。 窪川高等学校・四万十高等学校の存続につなげる。 四万十町営塾(高校魅力化コーディネーター等)と連携し、学習等の支援を行う。	
		1.6-2 高等学校生・大学生への支援(奨学金)	財政的に不安のある家庭の向学心が旺盛な高校生・大学生等について、奨学金の無利子貸し付けを行い学習の機会を保障している。	奨学金の無利子貸し付けを継続実施する。					財政的に不安のある家庭の高校生・大学生等について、財政的支援により、学習の機会を保障する。 経済的理由で義務教育修了後の希望進路にすすめない者を減少させる。
		貧困対策と同時に、地元活性化に繋げることができるよう、学校卒業後は地元へのUターンを条件とした「給付型奨学金制度」や「奨学金返還助成事業」についても検討すると同時に、地元で働くための職場づくりも必要である。	子どもの貧困対策につながるよう、給付型奨学金や奨学金返還助成制度を検討する。					返済義務のない給付型奨学金制度(地元での就職につなげるためUターンを条件とする等)や奨学金の返還金を助成する制度等を構築し、就学中または卒業後の生活の不安を解消する。	
	1.6-3 厳しい環境にある児童生徒への支援(要保護及び準要保護児童生徒就学援助費)	経済的困難な状況が考えられる児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な経費について支援し、義務教育を受ける機会を保障している。	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費制度を継続実施する。					経済的困難な状況が考えられる児童・生徒について、義務教育を受ける機会を保障する。 家庭の経済状況や教育環境の違いが学力に与える影響を改善する。	
		1.7 学習や社会生活に困難を有する者への教育支援	1.7-1 いじめ・不登校等の解消・対応	SCを含めるチームで見取りやアンケートを活用して、未然防止、早期発見、早期対応に努める体制を整えて取り組んでいくことが必要である。  また、何より「いじめは絶対に許さない」という確信を校内研修等において行うとともに、その発見・対応等の研修をすすめることが必要である。	「四万十町いじめ防止基本方針(H30.3策定)」に基づき、いじめがおこらない体制を確立するとともに早期発見・早期対応等の研修をすすめる。				
			町内全体の不登校・引きこもり傾向の児童生徒に対応できる体制づくりをすすめることが必要である。	四万十町教育支援センターが核となり支援体制づくりをすすめる。					不登校・引きこもり傾向となっている、四万十町の全該当児童生徒・保護者が安心して相談できる支援体制を引き続き維持する。
		1.7-2 義務教育修了後の社会との接続機会の確保	教育支援センター等学校以外の教育機関を、義務教育修了後の自宅待機者等と社会との接続機会を得る場として活用している。	義務教育修了後の自宅待機者等と社会との接続機会を得る場について研究する。					教育支援センター等学校以外の教育機関を義務教育修了後の自宅待機者等と社会との接続機会を得る場として有効に活用する。

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標
			R1	R2	R3	R4	R5	
	17-3 新しい学習サイクルの研究	<p>四万十町ケーブルテレビを活用した学習支援を行い、児童生徒の学力向上につなげている。</p> <p>また、子どもの家庭学習のための保護者に対する取組等、保護者支援としても活用している。</p>	<p>四万十町ケーブルテレビの活用による学習支援、保護者支援を実施するとともに新しい学習サイクルの構築も視野に入れた児童生徒・保護者・学校の連携手段として研究をすすめる。</p>					<p>四万十町ケーブルテレビを活用した学習支援、保護者支援を継続実施するとともに新しい学習サイクルの構築も視野に入れた児童生徒・保護者・地域・学校の連携につなげる。</p> <p>また、児童生徒・保護者・地域・学校が連携できる手段の一つとして、教育に関する最新情報の発信に努める。</p>
	17-4 子どもの健全育成の推進	<p>少年健全育成対策の推進のため、学校・警察等関係機関と連絡協議会や研修活動等を実施している。</p> <p>また、街頭補導強化や列車内での補導実施による非行の早期発見・早期対応に努めている。</p>	<p>学校・警察等関係機関と連絡協議会や研修活動等を実施する。</p> <p>また、街頭補導強化や列車内での補導実施による非行の早期発見・早期対応に努め少年非行防止を図る。</p>					<p>学校・警察等関係機関と連絡協議会や研修活動等を実施するとともに補導実施による非行の早期発見・早期対応に努め少年の非行を防止する。</p>
		<p>子どもの健全育成のためには、通学路や遊泳場等の危険箇所発見と関係機関への連絡・安全確保に努めるとともに少年に有害な影響を与える環境の排除・解消等、環境浄化活動が必要である。</p>	<p>危険箇所発見と関係機関への連絡・安全確保に努めるとともに少年に有害な影響を与える環境の排除・解消等、環境浄化活動をすすめる。</p>					<p>子どもの安全を確保するとともに少年に有害な影響を与える環境の排除・解消等、環境浄化に取り組み子どもの健全育成を推進する。</p>
	17-5 各種関係機関・地域等との連携	<p>子どもたちへの虐待防止や非行防止、生活環境向上をすすめるために各種関係機関・地域等との連携が必要である。</p>	<p>四万十町子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）により、子どもたちへの虐待防止や非行防止、生活環境向上をすすめる。</p>					<p>各種関係機関・地域等との連携により、子どもたちへの虐待防止や非行防止を図るとともに生活環境を向上させる。</p>
		<p>「大人が変われば子どもが変わる」をスローガンに、四万十町青少年育成町民会議と連携を図り、町民とともに青少年の健全育成に努めている。</p>	<p>四万十町青少年育成町民会議と連携を図り、町民とともに青少年の健全育成に努める。</p>					<p>豊かな心を育む家庭づくり運動を推進し、青少年が高齢者や異年齢との交流等ができるよう学校・家庭・地域、それぞれの育成関係団体等がより緊密に連携し、それぞれの機能を発揮し一体となった運動を展開する。</p>
	<p>学校、警察等が連携し、児童生徒の問題行動等の初期の段階から多角的な支援を行っている。</p>	<p>「四万十町学校・警察連絡制度（H24.3施行）」等により、各学校、龍川警察署等と連携し児童生徒に多角的な支援を行う。</p>					<p>非行・不良行為等の解消を目指す。</p> <p>非行・不良行為等への初期対応が関係機関により素早く連携できる体制を整備する。</p> <p>非行・不良行為等の未然防止活動が増加する。</p>	
	<p>子ども食堂については、しまんと町社会福祉協議会等と連携して実施する必要がある。</p>	<p>子ども食堂については、しまんと町社会福祉協議会等と連携を図り、月1回（夏休み期間中は月2回）開催の支援を行う。</p>					<p>家庭の経済的格差再生産・固定化が指摘されていることを踏まえ、挫折や困難を抱えた子どもが自立できるようにするため、町長部局・福祉・医療関係機関等と連携し、支援や体験活動を実施する。</p>	
18 教育環境等の整備や児童生徒等の安全の確保	18-1 学校施設の改修及び改築	<p>学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難所ともなることから、老朽化対策をすすめる教育環境の充実を図るとともに防災機能強化を図っている。</p> <p>今後は、学校適正配置計画の観点も踏まえ計画的な施設改修及び改築を検討する必要がある。</p>	<p>学校施設の計画的な老朽化対策及び防災機能強化を図る。</p>					<p>令和2年度末までにインフラ長寿命化計画に基づき学校施設の個別施設計画を策定し、老朽化した学校施設等の建て替えや大規模改修を行う基本方針を設定し運用する。</p> <p>また、防災対策について新たな課題が発生した場合には、随時対応する。</p>
	18-2 学校給食の安全性確保	<p>学校給食の安全性を確保するため、業務体制の整備、確立、維持に努めている。</p> <p>また、給食業務の専門性を高め、安定した業務を行うため町の業務、外部委託業務の連携を図っている。</p>	<p>町と四万十食材管理協同組合（給食調理業務等受託業者）の連携のもと学校給食の安全性確保に努める。</p>					<p>給食業務の専門性を高め、安定した業務を行うため町の業務、外部委託業務の連携を図り、安全な学校給食を常時提供する。</p>

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標
			R1	R2	R3	R4	R5	
18 教育環境等の整備や児童生徒等の安全の確保	18-2 学校給食の安全性確保	自然災害（地震、台風）等への対応を含め、給食業務における危機管理体制を充実させることが必要である。	「危機管理マニュアル」「食糧備蓄」等の整備について、危機管理課（町長部局）と連携して取り組む。					自然災害等の非常時における危機的状況を少しでも回避できるように危機管理体制等を構築する。
	18-3 社会教育施設等の耐震、環境改善	利用者等の安全確保や震災時の被害を最小限に抑える対策の実施が必要である。	社会教育施設等について、耐震補強を行うとともに、老朽化している施設・設備の改善を図る。また利用者の利便性向上等についても検討する。					社会教育施設等の耐震補強を完了するとともに点検の実施及び危険箇所等の発見に努め、早期に改善を図る。 社会教育施設等利用時の利便性を検証し、改善を図る。
	18-4 学校及び児童福祉施設の安全確保	町域が広く、通学路に危険箇所が点在しているため、関係機関と連携した点検・対策の検討が必要である。	定期的に通学路等を点検し、交通安全・防犯対策等を実施する。					点検で発見された危険箇所について早急に対策を検討し、通学路の交通安全・防犯対策を実施する。
		登下校時の子どもの安全を確保するため、スクールガードリーダーと協力した取り組みが必要である。	スクールガードリーダーと協力し、登下校時の子どもの安全確保に努める。					登下校時の子どもの安全を確保する。
		各学校施設等の点検を定期的に行い、危険箇所等を把握することが必要である。 また、学校生活の安全確保のために必要な修理等を速やかに実施することも必要である。	各学校で学校施設等の点検を定期的に行い、学校生活の安全確保のために必要な修理等を速やかに実施する。					学校生活上の安全を確保する。 主に学校管理下における児童生徒の安全を保障する。 学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒数を減少させるとともに死亡事件・事故を防止する。
各学校の特色に応じた災害時における対応が急務であり、関係機関と連携した点検・対策の検討が必要である。	災害時における対応マニュアルを作成し、安全確保のために必要な対策を実施する。					災害時における対応マニュアルを基に、児童生徒の生命・安全確保に万全の体制がとれるよう防災教育の充実を図り、安全を保障する。		

基本的方向性 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標	
			R1	R2	R3	R4	R5		
19 活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備	19-1 社会全体で子どもたちの安全・学びを支援する取組の推進	既存の学校施設・社会教育施設等を活用し、地域人材が連携した地域の子育て支援・人づくり支援の取組検討が不十分である。	放課後児童クラブ、放課後子ども教室などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により、子どもたちの安全・学びを支援するための体制を、町内の小学校区を基本として構築する。					地域の行事に参加している児童生徒の割合や協力する地域住民を増やす。  放課後子どもプラン等の取組の充実により、参加児童生徒を増加させる。  地域コミュニティ独自の取組等を増加するとともに新たな取組についても企画する。	
		社会教育施設等（図書館、美術館、ふるさと未来館、四万十会館、体育・集会施設等）を拠点に、生きがいを感じる活動のための講座等を実施することが必要である。	社会教育施設等を拠点に、生きがいを感じる活動のための講座等を実施する。					社会教育施設等におけるボランティア（団体・人）を増やす。  地域に向けた公開講座や学校施設等（体育館、図書館等）の開放状況を向上させる。	
		学校教育と社会教育の情報共有や取組の連携・強化が必要である。また学校施設（休校施設を含む）、社会教育施設のさらなる活用も検討する必要がある。	学校施設と社会教育施設等の開放や余裕教室の活用を促進するとともに、関係各課等と連携し、休校施設の活用方法を検討する。					学校施設（休校施設を含む）と社会教育施設の開放機会が増加する。  施設利用時の手続き等利便性が工夫され向上する。	
	19-2 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進	保護者や地域住民の力を学校運営にいかす学校づくりにより、子どもが抱える課題を地域の力をかりて解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図ることが必要である。	開かれた学校づくりや学校運営協議会の充実や、実効性のある学校関係者評価の促進、学校裁量権限をいかした地域の実態に合った取組等をすすめる。					学校の情報提供や評価、社会教育施設の情報提供等を行うとともに学校運営協議会や開かれた学校づくり等、地域の協力・参画を得る取組を増加させることにより、質の高い学校教育の実現を目指す。	
		学校と地域・社会が連携・協働した教育活動を充実させることが必要である。 学校支援地域本部の活動をさらに発展させ、地域と学校の協働活動を行っていく必要がある。	「学校が望む支援」と「地域・社会が提供できる支援」とのマッチング促進の取組を研究する。地域と学校が協働できる体制づくりを行う。					「学校が望む支援」と「地域・社会が提供できる支援」を充実させる。支援から協働へを合言葉に学校支援地域本部から地域学校協働本部として体制を整える。	
		PTAや町内の各種団体と連携し、地域・家庭・教育機関の個々の役割と関係を明確にさせながら、地域全体の教育力を高めることが必要である。	各学校PTAや町PTA連絡協議会、各種団体等との連携を強化する。					地域・家庭・教育機関の連携により、地域全体の教育力を高める。	
	20 豊かなつながりの中での家庭教育支援	20-1 PTA等との連携体制の確立	現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な状況となっているため、家庭教育の自主性を尊重しつつも、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化することが必要である。	地域と協働で事業を展開し「おらが地域の子」を意識させることにより、家庭と地域の子育て力の向上を図る。					コミュニティの協働による家庭教育支援を強化し、家庭と地域の子育て力を向上させる。
			乳幼児との触れ合いを含む将来親になる児童生徒の子育て理解学習をすすめることが必要である。	四万十町教育研究所による「命の学習」を通して、子育て理解学習をすすめる。					「命の学習」等を継続実施し、将来親になる児童生徒に子育て理解学習を行う。

